

福崎町第4次総合計画 後期基本計画（案）

平成21年1月

福 崎 町

目 次

基本構想

第 1 章	まちの将来目標	2
1 - 1	基本理念と将来像	2
	(1) 基本理念	
	(2) 将来像	
1 - 2	将来人口	4
1 - 3	土地利用等	6
	(1) 住宅ゾーン	
	(2) 田園居住ゾーン	
	(3) 農業振興ゾーン	
	(4) 森林保全ゾーン	
	(5) 商業ゾーン	
	(6) 工業ゾーン	
	(7) 文化ゾーン	
	(8) 学園ゾーン	
	(9) レクリエーションゾーン	
	(10) まちの構造	
第 2 章	まちづくりの基本方向	11
2 - 1	参画と協働でつくるまちづくり	12
2 - 2	よく学び人と文化をはぐくむまちづくり	12
2 - 3	健康で安心してらせるまちづくり	13
2 - 4	快適でうるおいのあるまちづくり	14
2 - 5	自然にやさしい安全なまちづくり	14
2 - 6	活力にあふれのびゆくまちづくり	15
第 3 章	まちづくりの重点施策	17

基本計画

第1章 参画と協働でつくるまちづくり	20
第1節 住民参加のまちづくりの推進	21
1. コミュニティ	21
2. 参画と協働	24
第2節 計画的な行政運営の推進	27
1. 情報化	27
2. 国際化	29
3. 行財政	31
4. 広域行政	34
第2章 よく学び人と文化をはぐくむまちづくり	35
第1節 学習と教育の充実	36
1. 生涯学習	36
2. 人権教育	38
3. 学校教育	40
4. 人材教育と青少年育成	43
第2節 文化・スポーツの育成	45
1. 芸術・文化、文化財	45
2. スポーツ・レクリエーション	48
第3章 健康で安心してらせるまちづくり	50
第1節 健康づくりの推進	51
1. 保健・医療	51
第2節 福祉の充実	54
1. 高齢者福祉	54
2. 障害者福祉	58
3. 低所得者福祉	60
4. 児童福祉	61

第4章 快適でうるおいのあるまちづくり	64
第1節 まちの基盤整備	65
1. 道路・交通	65
2. 下水道	68
3. 公園・緑地	70
4. 治山・治水	72
第2節 市街地の整備	74
1. 市街地整備	74
2. 街並みづくり	77
第5章 自然にやさしい安全なまちづくり	79
第1節 生活環境の充実	80
1. 住宅	80
2. 環境保全	82
3. ごみ・し尿処理	85
4. 上水道	87
第2節 安全の確保	89
1. 消防・防災	89
2. 交通安全	92
3. 防犯	94
4. 消費者対策	95
第6章 活力にあふれのびゆくまちづくり	97
第1節 農林業の振興	98
1. 農林業	98
第2節 商工業・観光の振興	102
1. 商業	102
2. 工業	104
3. 観光	106
第7章 計画実現の方策	108

基 本 構 想

第1章 まちの将来目標

1-1 基本理念と将来像

(1) 基本理念

福崎町は、清流市川に育まれた豊かな風土と歴史を背景に、多くの偉人を生んだ学問・芸術文化、“民俗学のふるさと”の特性をもったまちです。これらを大切にしながら、住みよいまちづくりを進めてきました。今後は、さらに住みつづけたいまちをめざし、一人ひとりを大切に、参画と協働により、調和のとれたまちづくりを積極的に推進していくことを、まちづくりの基本理念として掲げます。

(2) 将来像

本町のめざすべき将来像の基本姿勢は、第3次総合計画（平成6年：1994年策定）の目標である「活力に満ち、調和のとれた、住みよい、豊かな町づくり」の継承発展とします。

第3次総合計画策定後の本町に関連する時代の流れでは、住民参加をはじめ住民の健康・福祉の充実や生きがい対策、環境調和型のまちづくりの推進、立地条件などの良さの活用があげられます。平成10年にJR播但線姫路寺前間が電化され姫路都市圏近郊都市として、平成12年には播但連絡道路が和田山インターチェンジまで全通し日本海方面への玄関としての性格が強まっています。また、福崎インターチェンジ周辺および県道三木穴栗線沿いに新しい市街地が形成されています。さらに、平成7年に福崎企業団地、平成9年に福崎町東部工業団地が完成し、平成12年には4年制大学の近畿福祉大学（現：近畿医療福祉大学）が開学し、工業のまちとともに学園のまちとしても発展が期待されています。このような中で、本町に求められているまちづくりの重要な課題は、まちの資源活用による“福崎らしさ”の明確化です。

時代が、ものからころへ、量から質へ、開発から保全・活用へ、つくるからつかうへ、成長から成熟へと変化している中で、一つのまちにおいて、「働く、学ぶ、住む」の3機能の調和のとれたまちをめざします。

したがって、本町のまちの将来像は次のとおりとします。

活力にあふれ 風格のある 住みよいまち

将来像の「活力にあふれ」は、前計画の「活力に満ち」をさらに発展させ、第1次から第3次までの各産業の振興と連携により、雇用の確保、飛躍・躍進、元気を示しています。「風格のある」は、前計画の「豊かな」を明確化したもので、

本町には、4年制大学、街道の交差する辻川界限、由緒ある神社仏閣などの史跡などがあり、柳田國男や吉識雅夫などの偉人を輩出するなど文化、品性、教養などを備え、“福崎らしさ”として今後のばせる特性を示しています。「住みよい」は、温暖な気候や山と川で構成されるふるさと景観をはじめ、心の通い合った地域のコミュニティ、雇用機会の提供や多様な商業施設の立地、福祉・教育施策の充実など住むための各条件の調和がとれていることを表現しており、前計画の「調和のとれた、住みよい」を引き継いでいます。

1 - 2 将来人口

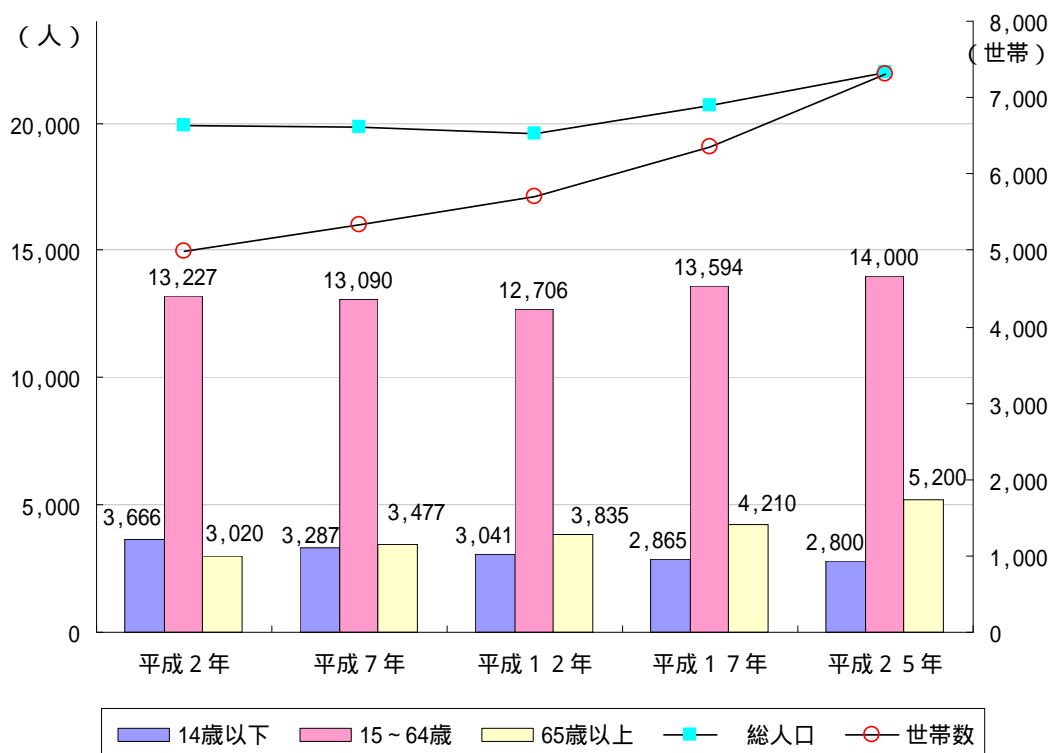
全国的な少子・高齢化の中で、わが国の人口は減少に転じると予測されています。このような状況の中で、本町において近年の出産や転入転出などの状況が今後も続くとした5年後の人口は、20,400人程度と予測されています。

今後は、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」をめざし、安全で安心なまちづくりを重視しながら、交流の促進や産業を振興し、これまで培ってきた住みよさを柱に“福崎らしさ”づくりに取り組みます。その中で、住み続けたい、もう一度住みたい、移り住みたいまちづくりを進め、目標年次における将来人口は、21,000人～22,000人を設定します。

目標とする人口・世帯

(単位：人、世帯、()内%)

	実績				目標
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成25年
総人口	19,913 (100)	19,854 (100)	19,582 (100)	20,669 (100)	22,000 (100)
14歳以下	3,666 (18.4)	3,287 (16.6)	3,041 (15.5)	2,865 (13.8)	2,800 (12.7)
15～64歳	13,227 (66.4)	13,090 (65.9)	12,706 (64.9)	13,594 (65.8)	14,000 (63.7)
65歳以上	3,020 (15.2)	3,477 (17.5)	3,835 (19.6)	4,210 (20.4)	5,200 (23.6)
世帯数	4,997	5,328	5,697	6,359	7,300

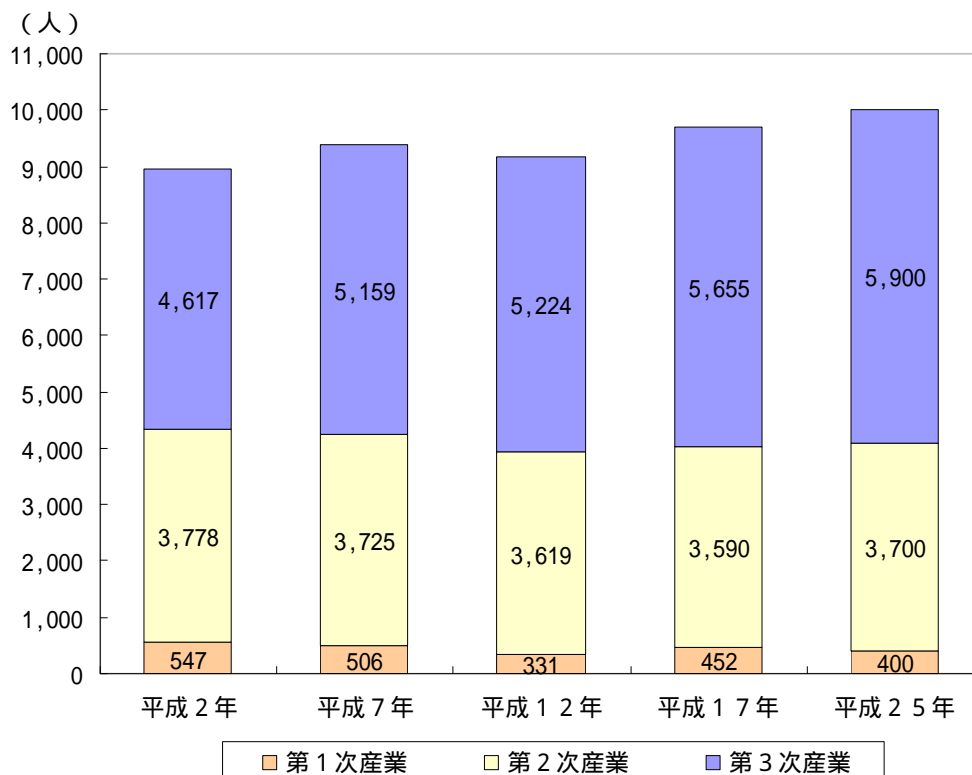


さらに、目標年次における産業別就業人口は、次のとおりとします。

目標とする産業別就業人口

(単位：人、()内%)

	実績				目標
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 25 年
総就業者数	8,946 (100)	9,402 (100)	9,214 (100)	9,763 (100)	10,000 (100)
第 1 次産業	547 (6.1)	506 (5.4)	331 (3.6)	452 (4.6)	400 (4.0)
第 2 次産業	3,778 (42.2)	3,725 (39.6)	3,619 (39.3)	3,590 (36.8)	3,700 (37.0)
第 3 次産業	4,617 (51.6)	5,159 (54.9)	5,224 (56.7)	5,655 (57.9)	5,900 (59.0)



1 - 3 土地利用等

本町は、北西部と東部を中心に山林が広がり、中央部を南北に流れる市川をはさんで東西それぞれに市街地が形成されてきました。市街地と山林の間はほとんどが農地で、その中に集落が点在しています。町域のほとんどが都市計画区域で、町の中央部が市街化区域、その周辺地域が市街化調整区域、一部は都市計画区域外となっています。特に市街地は、市川西側のＪＲ福崎駅周辺および市川東側に広がり、福崎インターチェンジ周辺および県道三木穴栗線沿いに新しい市街地が形成されています。

南方面に開けた自然地形や景観を生かし、土地利用に一定の方向性を与えながら、限られた土地を有効に活用していきます。そして、「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」「遊ぶ」といった都市機能の充実に向け、拠点（点）・ネットワーク（線）・ゾーン（面）からなる将来のまちの構成（フレーム）を設定します。

そこで、各々のゾーンの方向性と相互の関連を次のとおり定め、土地の有効活用ができるように計画的に取り組むこととします。

（１）住宅ゾーン

住宅ゾーンは、主として町中央部の市街化区域で形成し、良好な住宅地づくりを進めます。

既存住宅地については、快適で住みよいまちづくりへの指導と誘導を行うとともに、道路や緑のオープンスペースとしての公園・広場用地の確保を図り、良好な住環境の整備と合理的な土地利用の実現に努めます。

また、農地等の低未利用地については、区画整理などにより、計画的に良好な住宅地の供給を図ります。

（２）田園居住ゾーン

田園居住ゾーンは、住宅ゾーンに隣接または近接する市街化調整区域内の既存集落などで形成し、一定の条件を満たす地区において、特別指定区域制度の活用などにより、地縁者の住宅を中心に建築の促進を図ります。

（３）農業振興ゾーン

農業振興ゾーンは、市街化区域を除く市川兩岸の平野や七種川の上流地域および平田川流域に展開する農地、ため池、集落で形成し、農地として生産の場であるとともにゆとりと広がりのある美しい田園景観を有するゾーンです。したがって、豊かな自然と美しい景観を保全するとともに、農業振興を図ります。

農業振興地域では、農業生産の基盤を強化するため、ほ場整備などを計画的に

特別指定区域制度...市街化調整区域内の集落周辺において、自治会などが土地利用計画を策定した場合、地縁者住宅や新規居住者の住宅建設が認められる制度。

推進するとともに、農地の流動化と生産性の向上を図るため、担い手農家や法人化をめざした営農組織を育成し、農地の保全に努めます。また、地域おこし対策として新たな特産品の研究・開発をおこなうとともに、地域資源を活用した都市との交流を進めることにより農地の有効利用を図ります。

(4) 森林保全ゾーン

森林保全ゾーンは、北西部と東部に位置する広大な森林で、恵まれた自然環境の一つであり、水源のかん養、保健・休養など公益的な役割を担う、すぐれた自然景観を有するゾーンです。したがって、豊かな自然と美しい景観の総合的な管理による保全と整備に努めます。

(5) 商業ゾーン

商業ゾーンは、JR福崎駅周辺、福崎インターチェンジ周辺および県道三木穴粟線沿いなどで形成し、商業の活性化と住民サービスの向上を図るため、既存商業地などを拠点とした重点的な取り組みに努めます。

駅周辺は、公共交通機関利用者や近隣住民に対する商店街と位置づけて商業振興を図り、本町の玄関にふさわしい魅力ある集客施設の立地など、さらなる活性化につながる土地利用を進めます。また、インターチェンジ周辺などは住民及び町外からの来訪者対応と位置づけて、道路整備による南北方向や市川西部方向への拡大を想定し、沿道型の商業振興とともに健全な広域商業の拠点地区としての育成に努めます。

(6) 工業ゾーン

工業ゾーンは、中国縦貫自動車道南側の東西2ヶ所に立地する福崎工業団地・福崎企業団地と福崎町東部工業団地で形成しています。

本町の工業は、町の経済を支えるとともに住民の就業地としての役割を担っていますが、工業団地については住工混在の回避、公害防止などの観点から、住宅用地から離れていることが望まれます。

したがって今後も、既存工業用地に集団化を図ることとします。また、道路網の整備や住宅施策、既存産業との技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、工業団地としての魅力向上をめざします。

(7) 文化ゾーン

文化ゾーンは、辻川界限、文化センター・エルデホール周辺、図書館など周辺の3地区で形成し、風格のあるまちづくりの拠点として、各々、歴史文化資源の保全・活用、文化拠点としての充実、文化拠点及び広域の生活環境拠点としての整備・充実を図ります。

(8) 学園ゾーン

学園ゾーンは、西部の丘陵地域に立地する近畿医療福祉大学、中小企業大学校関西校とその周辺で形成し、高等教育の拠点として、住民や企業、行政などとの連携の強化に努め風格のあるまちづくりの実現をめざします。

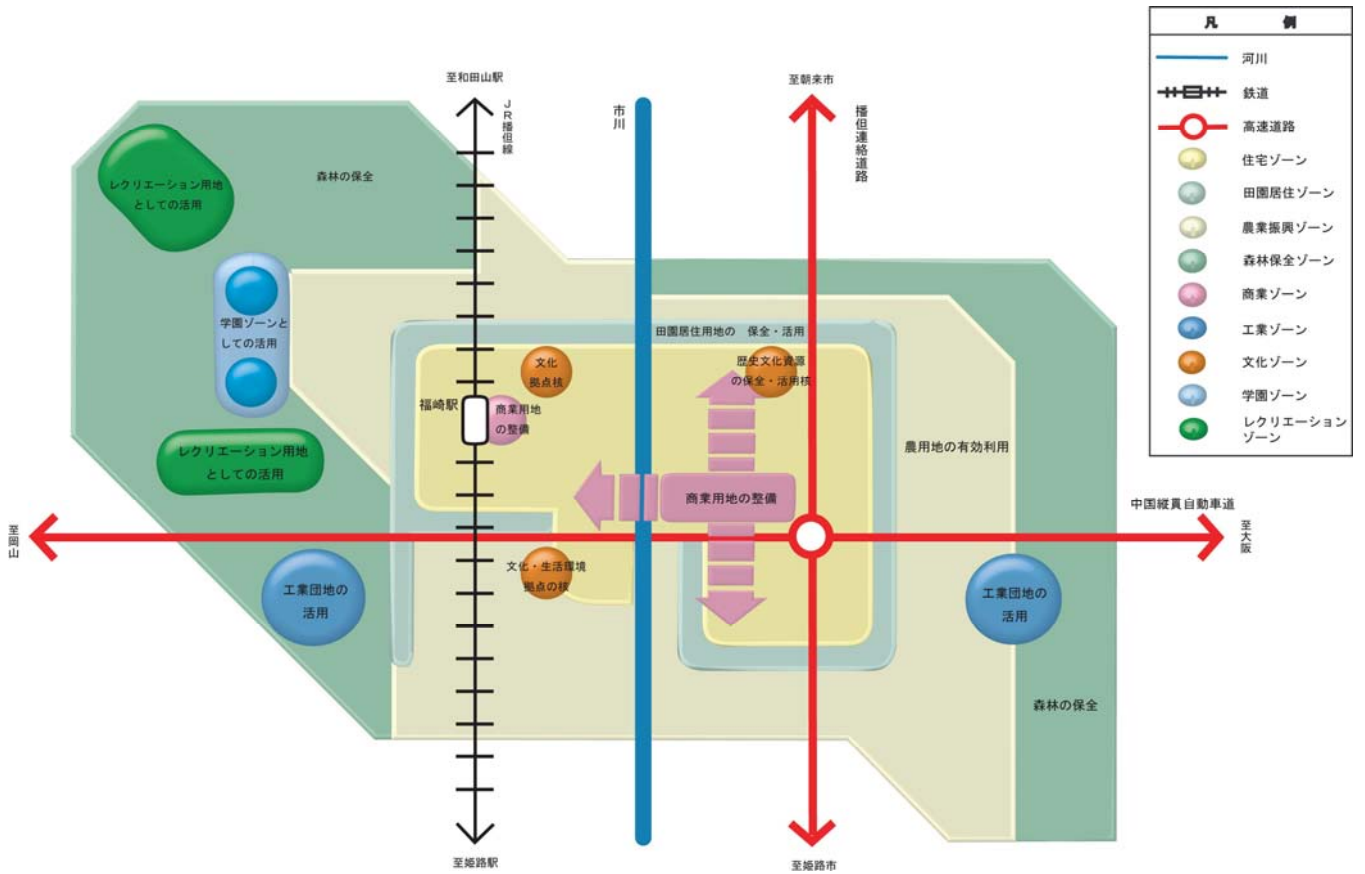
(9) レクリエーションゾーン

レクリエーションゾーンは、七種川上流の青少年野外活動センターを中心とする区域とゴルフ場で形成し、住民はもとより都市住民のレクリエーションの場として活用を図ります。

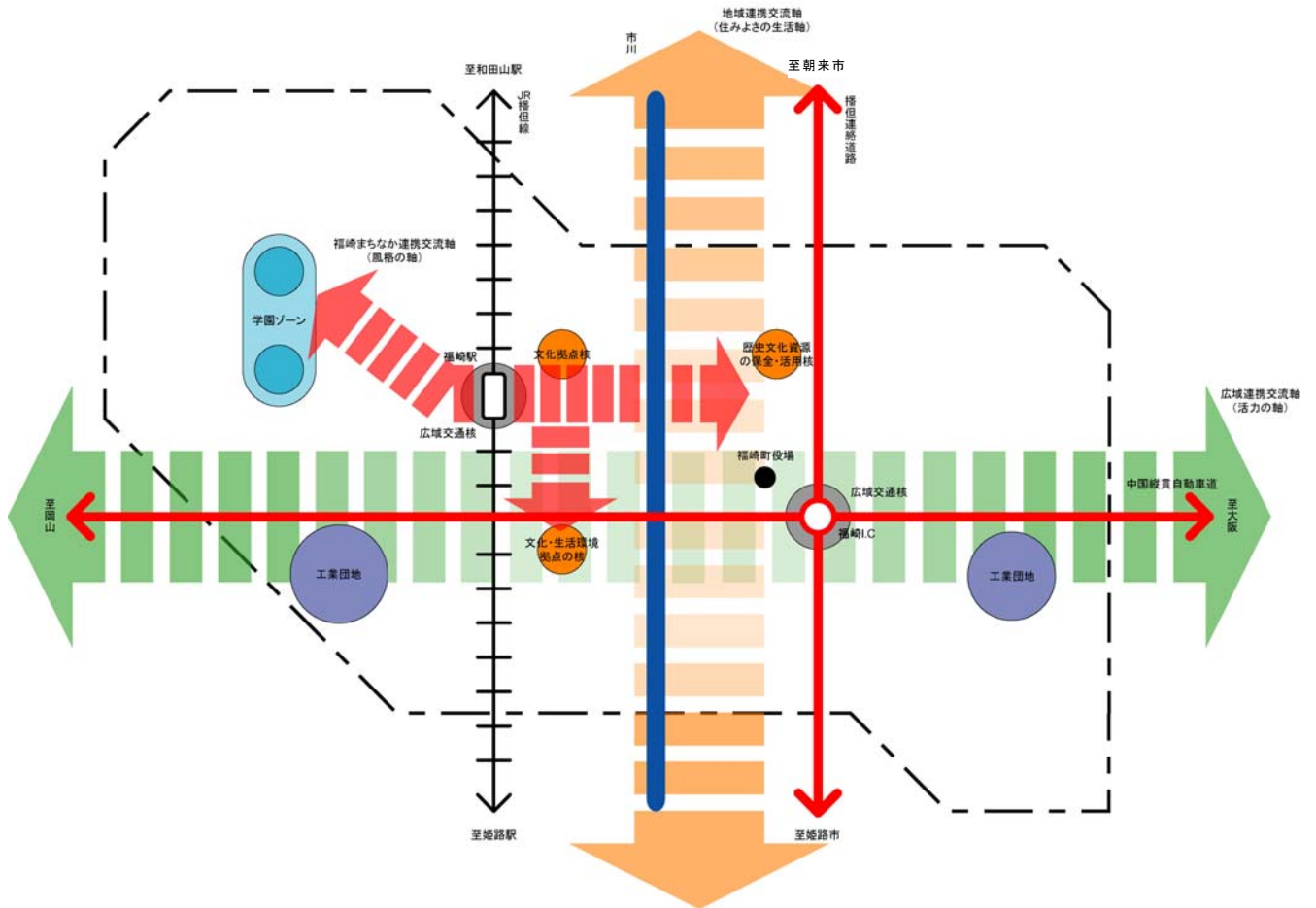
(10) まちの構造

以上のゾーンとあわせて、まちの構造については、国土軸（中国縦貫自動車道）を形成し京阪神都市圏と山陽地域を東西に結ぶ軸を「広域連携交流軸」（活力の軸）、市川流域から日本海側まで含めた兵庫県内を南北に結び（播但連絡道路・国道312号・JR播但線）、環境との共生を象徴する市川を含めた軸を「地域連携交流軸」（住みよさの生活軸）として設定します。また、広域交通核であるJR福崎駅を中心として、市川の東西にある歴史文化資源の保全・活用核と学園ゾーンを結び、文化拠点核や文化・生活環境拠点の核を連携する「福崎まちなか連携交流軸」（風格の軸）を設定します。

土地利用概念図



まちの構造図

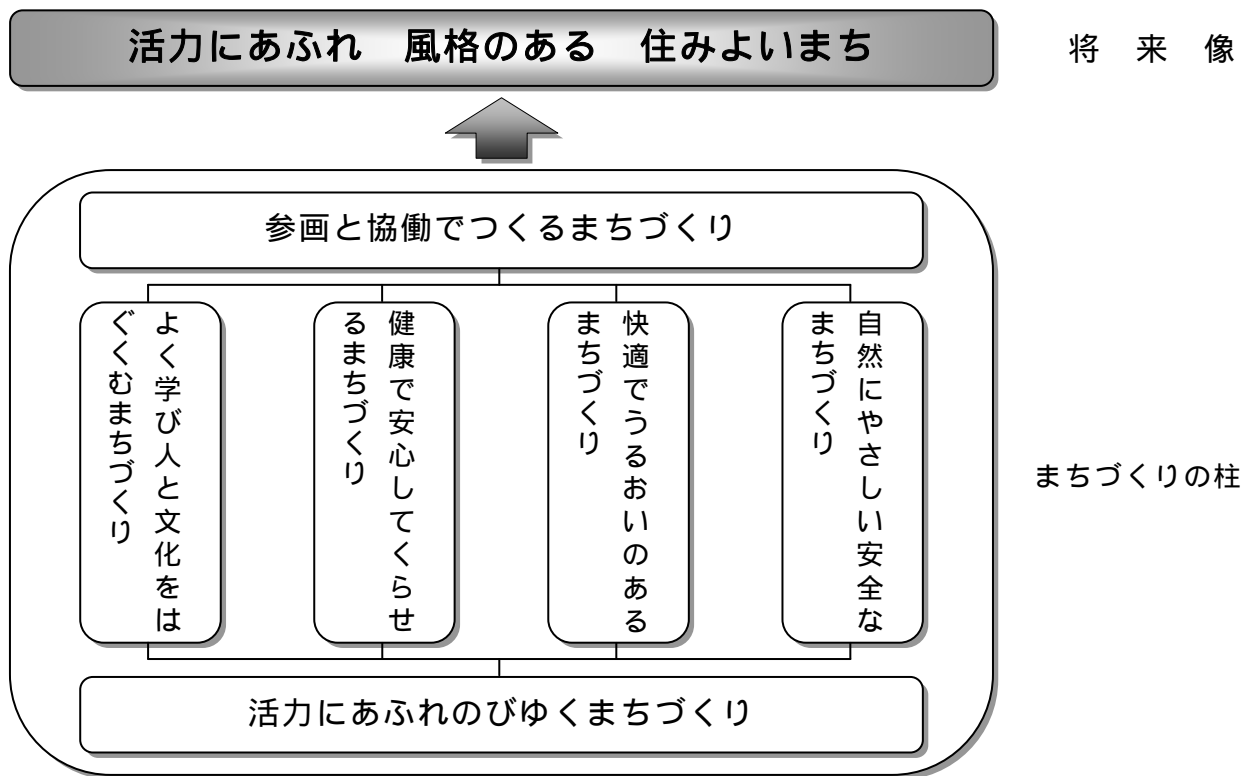


第2章 まちづくりの基本方向

まちの将来像を実現化するため、住民や学生、企業、行政間の役割分担に基づき、次の6つの柱でまちづくりを展開します。第1の柱は「参画と協働でつくるまちづくり」で、基本的かつ包括的な柱で、他の柱のすべてにつながる指針とします。第2から第6の柱は、それを具体化する柱として位置づけ、まちづくりの諸活動や施設整備などの両面にわたり展開します。その中で、第2から第5の柱は分野別の行政課題、第6の柱は本町のまちづくりを支える基盤となる分野として設定します。

- 第1の柱 参画と協働でつくるまちづくり
- 第2の柱 よく学び人と文化をはぐくむまちづくり
- 第3の柱 健康で安心してらせるまちづくり
- 第4の柱 快適でうるおいのあるまちづくり
- 第5の柱 自然にやさしい安全なまちづくり
- 第6の柱 活力にあふれのびゆくまちづくり

図 将来像とまちづくりの柱の関係



2 - 1 参画と協働でつくるまちづくり

まちづくりの主体としては、一般に、住民、団体・NPO、企業・自営業者、行政などがあげられます。近年、価値観の多様化、地方分権、行財政体制の変革、阪神・淡路大震災の経験などにより、まちづくりへの住民や団体・NPOなどの参加や参画が進んでいます。本町においても、福祉などの分野に関する各種ボランティアや住民、事業者、学生・生徒などの参加によるまちづくり活動が活発化してきています。

今後は、住民などの活動がさらに活発化することが考えられ、各主体の役割を明確化するとともに協働や連携の精神を基本として活動を推進します。特に行政は、住民や団体・NPOなどの育成と企業・自営業者などとの連携・交流づくりを進めます。

住民参加のまちづくりの推進については、きめ細かで多様なコミュニティやボランティア、まちづくりNPOなどの育成・充実を図るとともに、次代を担う子育てができる社会やすこやかな長寿の社会をめざして、世代間などの交流を進めます。

計画的な行政運営の推進については、住民の日常生活に関わる情報について、プライバシーの保護に十分留意しつつ、誰もが利用できる環境づくりと行政情報をはじめとした情報公開を推進します。また、語学や国際理解のための教育啓発の充実や交流を進め、外国の人々との交流を促進します。さらに、地方分権の流れを見通しつつ、行政改革に取り組み、中長期的な視点に立って効率的な行財政運営に努めるとともに、近隣市町との連携を基本とした広域行政を進めます。

2 - 2 よく学び人と文化をはぐくむまちづくり

社会が高度化・複雑化し、人々の価値観が多様化している中で、学校・家庭・地域社会との連携を通じて、お互いの個性を尊重し、こころ豊かなひとづくりを展開していくことが求められています。

そのために人権を尊重し思いやりの気持ちを持った豊かなひとづくりの展開をはじめ、生涯を通じて自己実現を追求していくことのできる環境や、心身ともに健康な生活をおくることが重視されてきています。

今後は、こころ豊かなひとづくりをめざし、子どもから高齢者すべての人が自己実現できる環境づくりをはじめ、ゆとりや個性、心の豊かさ、生きる力を重視した教育・学習の場づくりを進めます。また、数多くの歴史的・文化的資源を活用して地域文化の振興を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの推進に取り組みます。

学習と教育の充実については、住民が「いつでも、だれでも、どこでも」学ぶことが可能な環境づくりなどに取り組みます。また、人権尊重の理念のもとに、啓発活動を推進するとともに、だれもが個性や能力を発揮できる環境づくりを進めます。

町内に大学までの教育機関がそろっている環境を生かし、各世代の教育の充実や教

NPO...民間非営利組織。利益を関係者に分配しない、社会性の高い事業をする組織。

育機関相互の連携を進めるとともに、家庭・学校・地域の連携をより緊密にし、社会の中で主体的に生きる力や創造性を育む教育を推進します。また、本町への愛着や理解が深まるように、豊かな自然環境、郷土の歴史・伝統文化などを生かした体験型学習の環境づくりを進め、特に“民俗学のふるさと”として、ふるさとを大切にすることを育むひとつづくりを推進します。

文化・スポーツの育成については、先人を顕彰するとともに、その生き方や功績などを体験的に学び、ひとつづくりやまちづくり、地域間交流に生かします。また、公園や各学校の体育館などの既存施設の有効活用や施設の整備・充実を図るとともに、自主的なスポーツ・レクリエーション活動を通して、コミュニケーションの育成や健康づくりを進めます。

2 - 3 健康で安心してくらするまちづくり

核家族化が進み、育児の負担などから出生率が低下し、「少子・高齢社会」が到来しています。全国的に人口減少と高齢化の両面が同時に進展する中で、生きがいの持てる高齢社会や安心して子育てのできる社会づくりが求められています。

このため、「保健」と「医療」と「福祉」の総合化を図り、豊かな自然に抱かれた健康づくりを基本に、これまでの地域コミュニティを生かした予防から治療、リハビリテーション、ケアまでの健康づくりと予防医療の一貫した取り組みとともに、そのための人材育成を重視しています。

今後は、すべての人にとって住みよい、住み続けたいまちづくりをめざし、一人ひとりの主体的な健康づくりの支援に取り組みます。また、高齢者や障害者が生きがいや目標を持って暮らせる環境づくりと保護者などが安心して子育てができる環境づくりを進めます。

健康づくりの推進については、乳幼児期から老年期に至る各世代での疾病に対する早期発見、早期治療のできる環境づくりを進めるとともに、家庭、学校、職場と医師会、歯科医師会及び医療機関などとの連携のもとに、地域予防医療の充実に努めます。さらに、保健・医療・福祉のネットワークの充実により、きめ細かで総合的な支援体制の整備を進めます。

福祉の充実については、すべての人が安心して暮らせるように、地域での助け合いを進め、ノーマライゼーションの理念を基にした自助、共助、公助のバランスのとれたユニバーサル社会づくりを進めます。高齢者の生きがいづくりや介護サービスの充実に努めるとともに障害者の地域社会への参加や自立した生活を支援します。ま

リハビリテーション...傷害で身体障害など後遺症をもった人に社会復帰できるように回復訓練をすること。

ノーマライゼーション...高齢者や障害者など、社会的に不利を負う人々を社会から隔離することなく、他の人々と同じ社会の中で、当たり前の生活をするという考え方。

ユニバーサル社会...年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人がいきいきと働き、社会参加し、暮らしやすい社会のこと。

た、子育て支援では、子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりを進めます。

2 - 4 快適でうるおいのあるまちづくり

本町は、町域の大部分が農林業系土地利用で構成され、そのほぼ中央部に南北に市川が流れ、その東西の中央部に市街地を形成しています。町の西部を南北にＪＲ播但線、道路では東西に中国縦貫自動車道、南北に播但連絡道路及び国道 312 号が通り、ＪＲ福崎駅と福崎インターチェンジがあり、広域的な交通の要衝です。

今後は、姫路市の近郊であるという立地条件や広域交通条件の良さや、自然に恵まれ、歴史・文化を有するまちの特性を生かしながら、市街地の整備や土地区画整理を進め、適切な開発誘導などを通じ、良好な市街地形成を図ります。また、安全性の確保から、利便性、快適性、さらに魅力の向上をめざし、良好な景観の形成と誘導をはじめ文化の香りのするまちの風格づくりに努め、住みよさを重視した基盤づくりを進めます。

まちの基盤整備については、幹線道路をはじめ、歩行者と自動車の共存にも留意した生活関連道路の整備を図るとともに、通勤・通学などの利便性向上のため、ＪＲ播但線や路線バスなど公共交通機関の充実を促進します。また、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び雨水による浸水防除を図るため、公共下水道の整備を推進します。さらに、住民の健康づくりやふれあいと憩いの場となる既存公園施設の有効活用とともに、より身近な公園・緑地の整備を図り、うるおいのあるまちづくりを進めます。治山・治水については、安全なまちづくりの基本となる治山・治水対策を推進し、洪水などの災害の危険性がある河川・ため池などの改修整備を促進します。

市街地の整備については、“街の顔”づくりをめざし、やすらぎの居住空間の創出と育成をはじめ、ＪＲ福崎駅周辺の整備、文化拠点の整備・充実、市街地発展を支える幹線道路体系の整備など、市川東西の一体化をめざしたまちづくりを推進します。また、旧街道のまちを表現する文化財・史跡の保存・復元と活用や、伝統的な街並みの保存・再生に努め、住民参加による秩序ある景観の形成を推進します。

2 - 5 自然にやさしい安全なまちづくり

住民生活の安定と向上を図るには、良好な環境を維持し、地域の活力を高めていくことが大切です。また、地球温暖化の問題や阪神・淡路大震災の教訓などから、環境や防災・防犯に対する意識も大きく変化しています。

今後は、地球全体の環境保全への対策をはじめ、自然環境の保全、限りある資源の有効利用や環境循環型社会の形成など、住民が主体のもとに良好な環境づくりや防災・防犯のまちづくりを推進します。また、すべての人にとって住みよい、住み続けたいまちづくりをめざし、広域的な視点での地球環境やごみ処理などの環境問題への

積極的な取り組みを図り、自然の恵みの中で安全で安心して住み続けられる環境づくりを進めます。

生活環境の充実については、さまざまな世代や家族構成の人が住むことが可能なゆとりのある良好な住宅環境づくりをめざし、土地区画整理事業などの推進により、民間住宅の建設を誘導・促進し、分譲宅地の造成を進めるとともに、公営住宅の整備を推進します。また、民間住宅団地の開発については、良好な住環境を保つよう指導していきます。

ごみの減量化・再資源化や自家処理の推進とともに、し尿については、下水道計画との整合を図りつつ処理施設の充実に努めます。また、安全で安定した上水供給をめざし、水源の確保と上水道施設の整備を推進します。さらに、良好な自然環境の活用と創造を図り、住民意識の高揚と自主的な地域ぐるみ活動を進めます。

安全の確保については、消防団をはじめ地域に密着した消防体制の確立と、予防消防の徹底、消防施設・装備の拡充を図るとともに、住民の防火意識の高揚や救急体制の確立に努めます。また、阪神・淡路大震災などで得た経験を生かし、自主防災組織の育成を図るとともに、防災施設や情報通信システムを充実し、防災体制の確立に努めます。さらに、地域と行政が一体となって交通安全に関する活動に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進します。

防犯意識の向上を図り、犯罪を未然に防ぐ明るい地域社会づくりに努めます。また、消費者ニーズに適応した情報の提供などに努め、安全で安心して暮らせる消費者対策を進めます。

2 - 6 活力にあふれのびゆくまちづくり

わが国の経済不況は回復のきざしが見えにくく、雇用環境をとりまく状況は厳しい状態が続いています。本町においては、市川流域の平野部では、米作中心の農業が営まれています。また、中国縦貫自動車道と福崎インターチェンジなどの広域交通条件の良さなどから工業団地や沿道型サービス店舗などの立地が見られ、町外からの就業者や利用者も多い状況です。

今後は、長寿と健康志向を支える安全・安心で新鮮かつ価値観の多様化に対応した食材を提供するため、生産から加工、販売にいたるまで一貫した取り組みを進めます。また、国土軸と兵庫県南北軸の交点で自動車専用道のインターチェンジがあるという広域立地条件・交通条件や、姫路都市圏の豊富な労働力を有するという条件を生かし、工業団地への企業誘致を推進します。さらに、既存商店街の振興の支援とともに、地域資源を生かした観光・交流の振興を進めます。

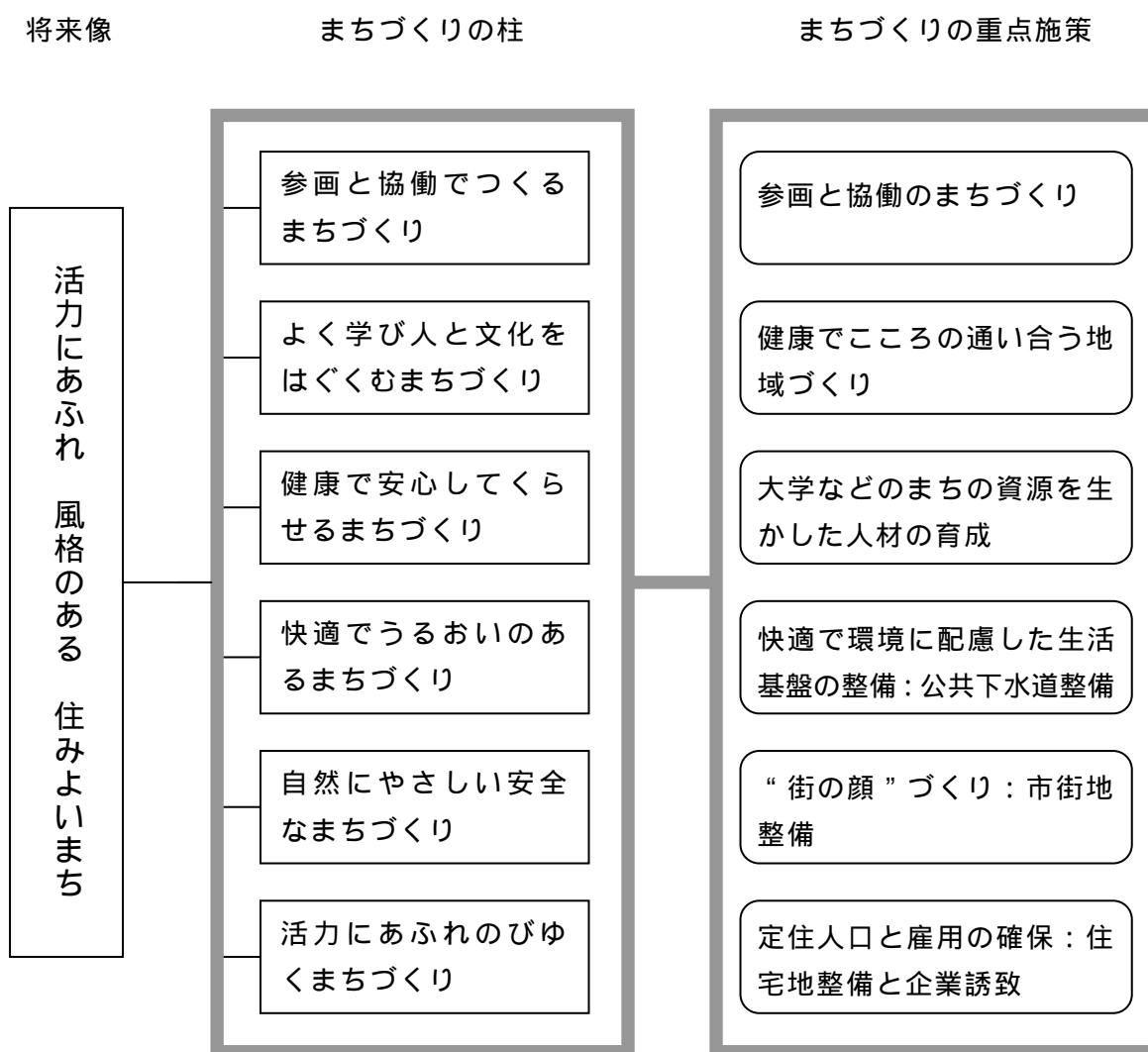
農林業の振興については、安定した農業経営を確立するため、生産基盤の整備、営農組織や後継者の育成を図るとともに、個性や創意工夫のある農業の育成を支援します。また、安全・安心で新鮮な農産物の生産と直販などにより、地産地消の推進と都市との交流を促進し、活性化をめざすとともに、農地の多面的機能を維持するための

啓発に努めます。林業については、森林の持つ公益的な機能を果たすために育成・保全を進めます。

商工業・観光の振興については、商工会との連携を強化し商業経営の充実を図ります。既存商業の振興の支援をはじめ、沿道サービス型の商業集積の充実に努めます。また、工業団地への優良企業の誘致を図るとともに、若年層の定着化や地元住民の雇用確保に努めます。さらに、技術、情報、人的交流などの促進により、町内企業の育成などを支援します。観光については、広域交通条件の良さを生かしながら、自然や歴史・文化、農産物や加工品の活用を進め、観光・交流の振興を図ります。

第3章 まちづくりの重点施策

「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」の将来像の達成に向けた取り組みの中で、「第2章 まちづくりの基本方向」とは別の視点で、“福崎らしさ”の実現をめざし、優先的かつ重点的に取り組む施策を以下のとおりとします。



参画と協働のまちづくり

まちづくりのすべての施策実現の基本となる住民の主体的な参画を推進するために、参画の機会の確保や研修会・講演会などの充実に努め、住民の意思が反映されるまちづくりを進めます。

従来からの地域コミュニティ活動とともに、さまざまなテーマや関心で結びついた活動を支援し、きめ細かで多様なコミュニティの育成・充実に努めます。

まちづくりの「協働体」としてボランティア、まちづくりNPOなどの育成と支援を図ります。

健康でこころの通い合う地域づくり

保健・医療・福祉のネットワークの充実により、健康増進から疾病の早期発見・早期治療、機能の回復・維持に至るきめ細かで総合的な支援体制の整備を進めます。

高齢者をはじめ、障害者、子どもなどすべての人が安心して生活ができるように、ノーマライゼーションの理念を基にした自助、共助、公助のバランスのとれた人に優しいまちづくりを進めます。

介護予防事業を充実させ、高齢者の寝たきり防止を図ります。

子育て学習センターを充実するなど、子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりを進めます。

大学などのまちの資源を生かした人材の育成

町内に幼稚園・小学校から大学までの学校教育機関がそろっている環境を生かし、各世代の教育の充実や教育機関相互の連携の強化を進めます。

安心して次代を担う子育てができる社会やすこやかな長寿の社会をめざして、世代間はもとより住民、就業者、大学関係者などとの交流を進めます。

豊かな自然や農地などの地域の資源を生かした環境学習などをおして、心豊かなひとづくりを推進します。

“民俗学のふるさと”として、ふるさとを大切に作る心を育み、歴史・文化などに愛着と誇りを持ち、さまざまな活動にも生かすことのできるひとづくりを推進します。

新設の図書館の活用をはじめ大庄屋三木家の保存・活用などにより、生涯にわたり住民が「いつでも、だれでも、どこでも」学ぶことが可能な環境づくりとその成果を生かせるしくみづくりに取り組みます。

快適で環境に配慮した生活基盤の整備：公共下水道整備

公共下水道の汚水処理施設整備を進め、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。

処理方式については、全国で初めて採用した高度処理方式（凝集剤併用型膜分離活性汚泥方式）により、一層の環境保全対策に努めます。

事業効果の早期発揮及び健全な管理運営のために、広く住民に事業参加の必要性をPRし水洗化の普及促進に努めます。

浸水被害の予想される地域を重点に公共下水道の雨水排除施設整備を進め、雨水による浸水防除を図ります。

“街の顔”づくり：市街地整備

JR福崎駅周辺整備に取り組み、まちの玄関にふさわしい魅力ある街並みづくりを進めます。

市街地整備による“街の顔”づくりをめざし、JR福崎駅を中心として、学園ゾーン、歴史文化資源の保全・活用核などを連携する「福崎まちなか連携交流軸」（風格の軸）の形成を進め、市川東西の一体化をめざしたまちづくりを推進します。

通過交通を適切に誘導し、交通の円滑化を図るため、都市計画道路高橋山崎線、中島井ノ口線、大門西治線及び西光寺高橋線などの幹線道路の整備を進めます。

定住人口と雇用の確保：住宅地整備と企業誘致

市街化区域では本町の将来人口や住宅需要を考慮し、良好な宅地供給を図るため、住民と協働しながら適地での土地区画整理事業を推進します。

市街化区域において本町の土地利用計画に合致し、良好な地区環境の形成を図ることのできる民間住宅開発の促進に努めます。

市街化調整区域の集落周辺では、特別指定区域制度の活用など住民参加の新しいまちづくりのルールを導入し、集落に地縁のある方などの住宅建設を促進します。工業団地への優良企業の誘致を進め、若年層の定着化や地元住民の雇用の確保に努めます

基本計画

第1章 参画と協働でつくるまちづくり

第1節 住民参加のまちづくりの推進

1. コミュニティ

[現況と課題]

近年、核家族化の進行や生活様式の多様化により、地域社会への関心が薄れ、婦人会などの地域組織への加入者の減少による組織の弱体化や活力の低下が見受けられます。一方では、効率性や利便性を最優先した暮らしや社会の仕組みが見直されつつあり、住民相互の信頼関係や社会的な協力関係を求める動きも出てきています。特に、近年、地域住民で構成する自主防災組織や地域防犯グループが多く組織されており、安全・安心な地域づくりの面からも地域コミュニティの重要性がより高まっています。

本町では、自治会活動や住民活動を通じた積極的なコミュニティ活動を推進するため、「地域づくり推進事業」や「アドプト事業」などによって、地域づくりに取り組む団体を支援していますが、今後も住民の自主的な活動を支援していくとともに、コミュニティ活動のための情報の提供や活動場所の提供、広報活動、学習機会の提供などの支援を充実させていく必要があります。

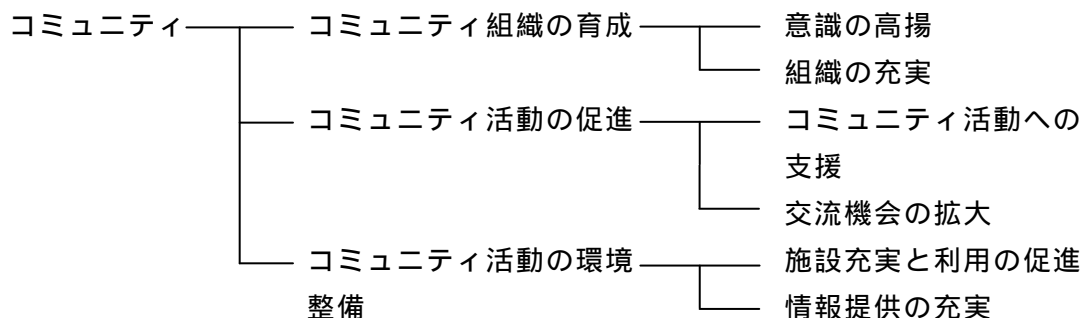
また、コミュニティ活動には、世代間の交流や新旧住民、地域間の交流、青少年の健全育成や環境美化など期待される役割が大きく、従来の地縁的な地域コミュニティ活動に加えて、自主的なテ - マやメンバ - で構成される、テーマコミュニティ活動への支援も求められています。

[基本方針]

住民をはじめ、町外からの就業者や大学生などを含め自主的な参加と連帯による、コミュニティの形成をめざし、安心して暮らせる魅力ある地域づくりのために、コミュニティ活動の推進を図っていきます。また、コミュニティ活動促進支援のための環境整備として、施設や情報提供の充実、ネットワーク化などを進めます。

アドプト事業...アドプトとは、「養子にする」という意味で、地域の公共スペースを養子に見立て、地域住民や企業等の団体の方が里親になり美化活動等を行う事業です。

[施策の体系]



[施 策]

(1) コミュニティ組織の育成

意識の高揚

まつりなどの地域行事やスポ - ツ・レクリエ - ション、文化活動や地域活動などの交流機会を通して地元（郷土）に愛着を持ち、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の醸成を図るとともに、青少年の健全育成や防犯、環境美化など地域課題への主体的な取り組みを促進します。

組織の充実

自治会、婦人会などの地域コミュニティ活動や、子育て、高齢者福祉などのテーマコミュニティ活動の役割と参加の重要性を意識付けるとともに、各組織の活動を支援します。また、それぞれの団体が、町外からの就業者や大学生などを含めた、相互の交流と連携を深めるためのネットワークの構築を図ります。さらに、コミュニティリーダーの養成に努めます。

(2) コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動への支援

町内はもとより、近隣市町の人々をはじめ、就業者や大学生などを含む人々が、まつりや季節ごとの新しいイベントや地域行事などを企画、実施し、ともに楽しむ中から連帯感や交流の輪を広げていけるよう、コミュニティ運営委員会と協力し、活動に対する支援を行います。

交流機会の拡大

コミュニティ団体どうしの人材交流や情報交換の機会を増やすとともに、多くの住民の参加を促すため、コミュニティ総会やさまざまなテ - マの会合、共同のイベント開催など、交流機会の拡大を図ります。

(3) コミュニティ活動の環境整備

施設充実と利用の促進

コミュニティセンター（サルビア会館）をコミュニティの情報発信・提供・活動の拠点とし、将来はボランティア団体、NPO団体等に管理運営を任せられるよう検討していきます。また、地区公民館を身近なコミュニティ活動の場

として開放できるよう自治会に働きかけていきます。文化センター、エルデホール、八千種研修センター、図書館、学校などをコミュニティ活動に開放し、施設の利用促進を図ります。

情報提供の充実

コミュニティづくりに関する情報や各グループの活動状況など、地域に密着した様々な情報を収集・提供し、誰もが気軽にコミュニティ活動できるように努めます。また、コミュニティ組織の要請に応じて身近な情報を迅速に提供する「福崎まちづくり出前講座」などの充実を図ります。

2 . 参画と協働

[現況と課題]

社会構造の変化、生活様式の多様化、国際化の進展などにより、まちづくりに対する住民の意識や価値観も多様化・複雑化してきています。住民ニーズを的確に把握し、住民参加によるまちづくりを進めるため、広聴活動の充実を図るなど住民参画を促進する必要があります。

これまでのまちづくりは、主に行政が主体となって進められてきましたが、魅力あるまちづくりを推進するためには、住民、ボランティア団体、NPO、民間企業、大学などの積極的な参画が必要です。第4次総合計画の策定にあたっては、住民参加のまちづくり委員会を設置しました。それぞれが自らの役割を認識し、協働・連携の体制がとれるよう、行政として調整や支援を行うことが求められています。

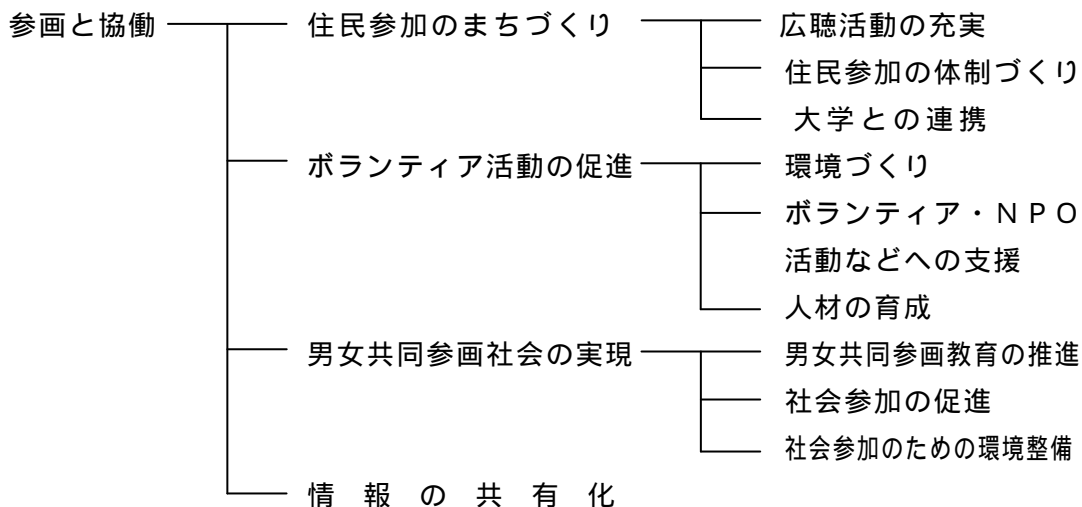
すべての人が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野で、その個性や能力を発揮することができる、男女共同参画社会の実現をめざして、様々な施策の推進体制を整えることが必要です。

住民参加を促進するためには、参画の機会の確保とともに十分な情報の提供が必要となってきています。このため、行政情報の提供や公文書などの情報公開の体制を強化することが必要です。一方では個人情報の保護など適正な情報管理体制の徹底を図ることも大切です。

[基本方針]

まちづくりへの住民の主体的な参画を推進するために、参画の機会の確保・充実に努め、住民の意思が反映され、住民の知恵と力が発揮できる、まちづくりを促進します。ボランティア・NPO活動が活発に展開されるよう活動の支援を行うほか、団体間の交流や連携の促進に努めます。また、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進によって、より一層活力に富んだ地域づくりをめざします。さらに、行政への理解を深めていただくためにも、積極的な情報発信、情報公開に努めます。

[施策の体系]



[施策]

(1) 住民参加のまちづくり

広聴活動の充実

各種委員会や懇談会など、住民と意見を交換できる場を積極的に設けるとともに、住民アンケート調査、パブリックコメント、ワークショップ手法の導入などにより住民の意見やニーズを把握し、町政の基礎資料として活用します。

住民参加の体制づくり

住民参加を促進するため、審議会委員などの公募制度を拡充するなど住民の意思が反映される体制づくりに努めます。また、コミュニティ組織やボランティア団体・NPOのまちづくりへの参加を促進し、協働関係の構築に努めるとともに、これらの組織・団体の連携を図る体制づくりを支援します。

大学との連携

近畿医療福祉大学や中小企業大学校関西校との連携を深め、大学が持つ知識、技術、人材などの資源をまちづくりや町の活性化に活かします。

(2) ボランティア活動の促進

環境づくり

ボランティアやNPO活動などについての情報提供の体系整備や誰もが活用できる情報システムづくりに努め、より活動しやすい環境づくりを行うとともに、住民の持つ関心や意欲が活動に結びつくよう支援を行います。住民が自らのもてる知識や特技をまちづくりに生かす「福崎町生涯^{しょうがい}楽^{がくしゅう}集データバンク(ま

パブリックコメント...町の重要な計画や条例などを策定する際に、その計画などの素案を公表し、住民から意見の提出を求め、その意見を考慮して決定していくこと。

ワークショップ...参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されること。

ちの先生)」事業の充実を図り、住民が地域社会と積極的に関わる機会をつくり
ます。

ボランティア・NPO活動などへの支援

行政、住民や団体、NPOなどが連携して活発な活動が行えるよう、相互の情
報交換や交流の機会づくりのためのしくみづくりなどに努め、先進事例に学ぶ
とともに「地域づくり推進事業」、「アドプト事業」の周知、利用拡大を図り、
各活動団体への支援を行います。

人材の育成

関係団体との連携を図る中で、専門的知識や経験を共有し、各種研修を共催
するなどサービス提供や事業実施のボランティアリーダーの育成に努めます。

(3) 男女共同参画社会の実現

男女共同参画教育の推進

男女共同参画型社会の実現に向けて、地域において家庭と学校の連携を図り
つつ、幼少期から性別にとらわれない教育（ジェンダー・フリー教育）を推進
します。

社会参加の促進

町政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大のため、審議会など委
員への女性の積極的な登用を進めます。また、働く場（雇用）における男女の
均等な機会と待遇の確保を促進します。

社会参加のための環境整備

現在、女性が主に担っている育児や介護の負担・責任を男女で分かち合い、
これを支援するための保育体制の充実や、高齢者介護など各種の福祉サービス
の充実を図り、女性が活発に社会参加できる環境づくりを進めます。

(4) 情報の共有化

住民に親しまれる広報誌、ホームページづくりに努め、「福崎まちづくり出前
講座」の充実とともに電子メールや行政無線、自治会放送などを通じ、行政施策
や行政情報を正確かつ迅速に提供し、住民の行政参加を促進します。

また、お知らせ型広報から住民参加型広報、双方向の情報伝達に努めます。

第2節 計画的な行政運営の推進

1. 情報化

[現況と課題]

平成 13 年 4 月 1 日から情報公開条例が施行され、住民からの公開請求にも柔軟な対応ができる文書管理システムが整備されました。さらに、L G W A N、インターネットなどの電子文書の取り扱いにも徹底した管理・運用を行い、質の高い行政を進める必要があります。

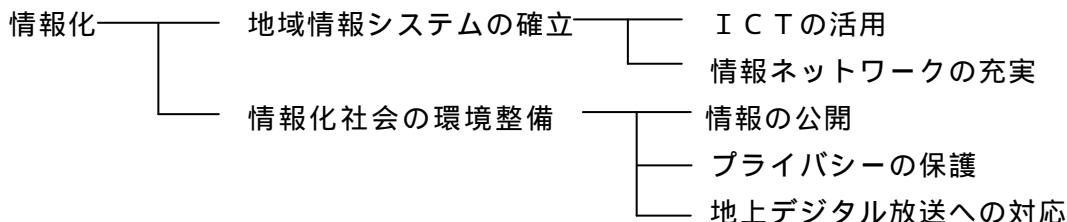
全住民に対する情報の伝達手段として、行政無線や広報の他にもインターネットにより、ホームページからの情報収集も容易に行えるようになってきました。こういった ICT の活用を、より住民にわかりやすく、親しみのあるものに構築していくため、ホームページの充実を図り、情報提供だけでなく、住民からの情報収集も含めた情報交換の場として活用していく必要があります。また、高度情報化社会に対応した情報発信の場としても幅広く活用していく必要があります。

住民基本台帳ネットワークの本格稼働など、個人情報の利用が著しく拡大しているため、個人の権利利益を保護することへの重要性が高まってきました。進展する高度情報化社会の中、コンピュータやネットワークなどのセキュリティ対策を図るとともに、厳正かつ適正な個人情報の管理を行う必要があります。

[基本方針]

情報化社会にふさわしい、快適で豊かな生活に向けて、ICT の積極的な活用や情報通信基盤の整備を図り、より便利で質の高い住民サービスの向上を実現するとともに、高度情報化社会に対応した環境整備に努めます。

[施策の体系]



L G W A N...総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network の略)。平成 15 年度に国と地方自治体を高速回線で接続した行政ネットワーク網。

ICT...情報通信技術 (Information and Communication Technology の略)。IT の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点に特徴がある。

【 施 策 】

(1) 地域情報システムの確立

ICTの活用

情報セキュリティ対策の強化を図りながら電子自治体の推進に即した高度な行政サービスを展開するとともに、事務手続きの効率化と利便性向上を重視した住民サービスの提供に努めます。

情報ネットワークの充実

公共施設間でのネットワークについては、既に高速化を図った整備を行っており、今後はそれを活用した住民サービスの向上に努めます。また、広域的なサービスが進んでいく中、さらなる信頼性・安全性の高いネットワーク整備を行います。

(2) 情報化社会の環境整備

情報の公開

公正で開かれた行政の実現のため、保有する行政情報、公文書などを住民の要請に応じ速やかに公開できるよう、公文書の管理等情報公開のための体制を整えます。また、個人情報の適正な管理に努めます。

プライバシーの保護

住民基本台帳ネットワーク、保険者専用ネットワークの稼働、電子申告の普及など広域的な個人情報の利用が進み、プライバシー問題が問われる中、さらなる個人情報保護の徹底した管理に努めます。

地上デジタル放送への対応

平成 23 年 7 月の地上デジタル放送への完全移行に伴い発生する難視聴区域の把握に努めるとともに、地域格差が生じないよう国・県などの施策動向を捉え対策を検討します。

2 . 国際化

[現況と課題]

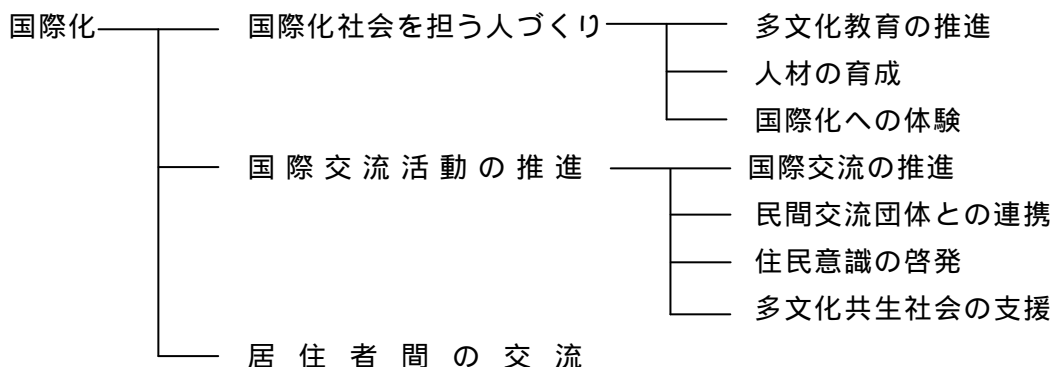
国際化が進展する中で、本町においても国際交流と国際理解は重要な課題です。本町の外国人居住人口は郡内でも突出しており、外国人との共生、また、安心して生活できる支援や住民が諸外国の歴史の認識や異った文化を持つ人々への理解と協調など、国際性の かん養を図ることが求められています。

本町では、国際化施策の一環として、平成 3 年度から英語指導助手を招致し、小学校から英語教育の充実を図るとともに、地域社会における外国語講座を実施しています。しかし、国際交流を担える人材は限られており、国際的な視野を備えた人材育成を中心に住民意識の啓発に取り組んでいくとともに、国際交流を進める機会づくりに努める必要があります。

[基本方針]

国際化時代に対応するため、相互に異なる文化や生活習慣、価値観を理解し、積極的に国籍を越えて交流する人づくりを進め、国際性豊かな社会の実現を図ります。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 国際化社会を担う人づくり

多文化教育の推進

学校教育において、国際理解・交流学习などのプログラムを展開するとともに、英語指導助手招致事業の拡充による実用的な語学教育を推進します。

人材の育成

国際化を担える人材を育成するため、お互いの人権を尊重しあい、多様な文化や価値観を理解し尊重できる地域社会の実現に努めながら、海外研修制度を検討するとともに、生涯学習講座における外国文化や語学学習の充実を図りま

かん養...自然に水がしみこむように徐々に教え養うこと。

す。また、インターネットを用いて外国の言葉や文化と触れることにより、楽しみながら国際化・情報化に対応できる幅広い視野と能力の養成に努めます。

国際化への体験

体験を通して肌で感じる外国人への理解及び尊重しあう心をはぐくむとともに、外国人と日本家庭との交流を進めます。

(2) 国際交流活動の推進

国際交流の推進

国際交流の推進に向けて、組織的な推進体制の確立を図るとともに、交流の目的や内容、方法などについての検討を進めます。

民間交流団体との連携

外国人との交流を自主的に進める民間交流団体との連携を深めます。

住民意識の啓発

地域の国際化推進の土壌づくりとして、広報やパンフレット、生涯学習講座や講演会、国際交流イベント等の開催などにより、異文化交流への関心を高めることに努めます。

多文化共生社会の支援

外国人とともに生活できる環境づくりを進めるため、在住外国人への生活サポートなど、安心して生活できるよう支援体制の充実に努めます。

(3) 居住者間の交流

各国からの研修生が、町内各企業で研修を受けています。「国際食文化交流の会」を支援するなど、企業と連携しながら食文化・住文化・生活文化など、身近に体験し理解し合える機会の提供に努めます。

3. 行財政

[現況と課題]

(1) 行政

住民の行政需要がますます高度化、多様化していく中で、地域の特性を生かした魅力ある地域社会の形成と地方分権の推進にふさわしい体制づくりが求められています。本町では、行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき、組織機構の見直し、職員定数の適正化、補助金の見直し、使用料及び手数料などの受益者負担の適正化などに取り組み、簡素で効率的な行政運営に努めてきました。今後は、各種の事業実施に関する適切な情報管理をはじめ、事業の計画的、重点的な執行を図るための体制などが必要になるとともに、新しい行政課題に対応しうる組織、人事管理の適正化が求められます。また、厳しい財政状況の下で、住民ニーズや新たな行政課題に対応するために、行政改革を推進し、効率的かつ公正な行政運営を推進していく必要があります。

(2) 財政

地方財政を取り巻く状況は、大幅な地方税収入の増加が期待できない社会経済情勢の中で、平成16年度から実施された三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減により、財政運営は一段と厳しさを増しています。このような状況にあって、少子高齢化の進行やごみ・環境対策などますます広範囲にわたる行政課題に的確に対応し、多様化する住民ニーズに応えていくためには、効率的で効果的な財政運営を進めていかなければなりません。そのためには、歳入では、今後も町税の適正な課税と収納率の向上のほか、住宅使用料などの適正な収納確保や受益者負担の適正化、国・県の補助制度の効果的な活用に一層努め、財源の積極的な確保を図る必要があります。一方、歳出においては、行政改革大綱（集中改革プラン）を着実に推進するとともに、事業の必要性、妥当性、費用対効果の観点から事業を精査した上で、計画的かつ弾力的な財政運営に努める必要があります。あわせて、財政状況の積極的な開示を進めることにより、行政の透明性や財政運営に対する住民の理解を高めることが求められています。

[基本方針]

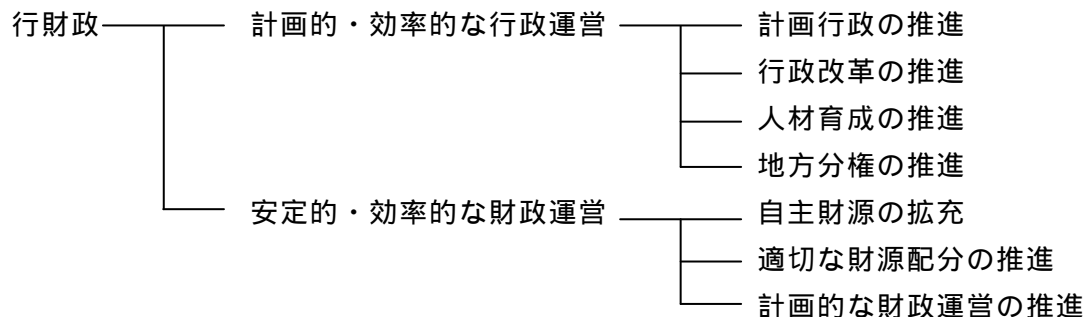
厳しい経済情勢の下で、多様化する住民ニーズや行政需要に対応し、住民サービスの向上を図るため、行政改革を積極的に推進し、行政事務の効率化を図ります。

職員資質の向上を図り、合理的な行政運営を図るため、適正な人事管理を推進します。また、事業の計画的、重点的な配分や歳出の削減に努めるとともに、住民への正確な情報提供を行い、財政運営の適正化を推進します。

健全な財政運営を進めるため、滞納対策を総合的に取り組み、滞納処分・強制

執行などの法的措置を適切に行い、町税等の収納率向上による財源の確保が必要です。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 計画的・効率的な行政運営

計画行政の推進

基本計画の実現に向けて、実施計画の充実を図り、計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、改善(Action)のサイクルに基づき点検を行いつつ、効率的かつ公正な行政運営を推進します。

行政改革の推進

効率的で効果的な行政運営を推進するために、住民の協力を得ながら行政改革を進めるとともに、適正な組織機構の見直しを行います。施設の運営管理については、指定管理者制度など民間活力の活用も含め多面的に検討します。

人材育成の推進

職員の政策立案能力や目的達成能力の向上を図るため、自発的な調査研究活動を支援し、職員研修の充実を図ります。また、人事評価制度を導入し、職員の能力開発と組織の活性化を図り、能力・実績を重視した適材適所の人事管理の推進を図ります。

地方分権の推進

権限移譲に伴う行政体制の整備を図り、住民と行政が協働して、自己決定、自己責任の原則に基づくまちづくりを展開します。

(2) 安定的・効率的な財政運営

自主財源の拡充

財政の健全化を推進するため、自主財源の確保として優良企業の誘致を進め、税負担の公平を原則として、課税客体の適格な把握に努め、税収入の確保を図るとともに、納税に対する住民意識の高揚に努め、収納率の向上を図ります。また、手数料、使用料については、受益者負担の考えに基づいて適正な水準に保ち、自主財源の確保を図ります。さらに、売却可能な公有財産の適切な把握

に努め、売却を推進します。

適切な財源配分の推進

住民ニーズに基づき、事業の優先度などを考慮し、財源の重点的かつ適切な配分に努めます。

計画的な財政運営の推進

財政見通しを明確にするとともに、財政健全化指標や新地方公会計制度に基づく財政情報を積極的に開示し、行政の透明性を高めるとともに、財政計画に基づいて、各実施計画との整合を図りながら、計画的・効率的な財政運営を推進します。

4 . 広域行政

[現況と課題]

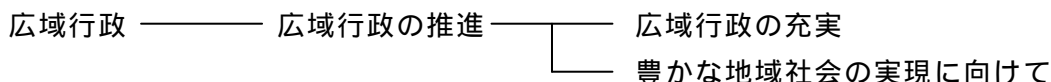
住民ニーズの多様化・高度化にともない、町域にとどまらず広域的な課題や町単独では対応が困難な課題が増加してきました。また、合併による自治体の再編成が大規模に推進されたことにより、関係市町との新たな連携のあり方を検討する必要があります。

本町を含む広域行政圏では、行政ニーズに効率的に対応するため、し尿処理やごみ処理、消防、斎場、農業共済などの一部事務組合や、介護認定業務などの事務の共同化を進めてきました。しかし、近隣市町の合併により消防業務については、平成 19 年 3 月に中播消防事務組合を解散し、姫路市へ委託をしています。また、医療保険においては、制度改革により広域連合による長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が運営されていますが、国民健康保険制度では保険者の再編・統合など今後の動向が注視されます。こうしたことから町域を超えた行政ニーズに対し、より一層の住民サービスの向上をめざし、事務事業の効率化や効果的な事業展開を図るため、広域行政について研究していく必要があります。

[基本方針]

多様化・広域化する行政需要に的確に対応するため、関係市町との連携・調整を図ります。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 広域行政の推進

広域行政の充実

多様化・高度化・複雑化・専門化する行政需要に対応するため、関係市町などとの連携・協力の充実に努めます。

豊かな地域社会の実現に向けて

地方分権の動きが本格化する中で、住民がゆとりや豊かさを実現できるよう関係市町と連携しながら、新たな広域連携の研究を進めます。

第2章 よく学び人と文化をはぐくむまちづくり

第1節 学習と教育の充実

1. 生涯学習

[現況と課題]

自由時間の増大や高齢化の進行などによる社会の成熟化にともない、心の豊かさが大きく求められ、住民一人ひとりが、社会の変化に適応しながら生涯を通じ充実した人生を送ることができるように、自主的、継続的に学習できる環境の整備が必要となっています。本町では文化センターで各種セミナー、老人大学などを開講するほか、外国人講師による外国語講座なども実施しています。しかし、近年では受講生や講座内容に固定化がみられ、幅広い住民の参加を促進するために、託児のある講座など学習意欲を高める方策を検討する必要があります。

図書館は住民の自主的な学習意欲を支え、情報発信の場として資料や情報を収集・提供しています。また、他の施設との連携を深め行政資料や郷土資料の充実を図り、地域に根ざした利便性の高い図書館として活動しています。さらに、様々な講座や行事、本の楽しみを知ってもらうブックスタートやおはなし会、学校訪問などを実施し、身近な図書館としての活動も進めています。

本町の公民館クラブ活動は、「公民館クラブ連絡協議会」によって組織され、現在も多くの方が活動中であり、地域の活性化と住民の生きがいづくりの重要性を見直し、活動の充実を支援しています。

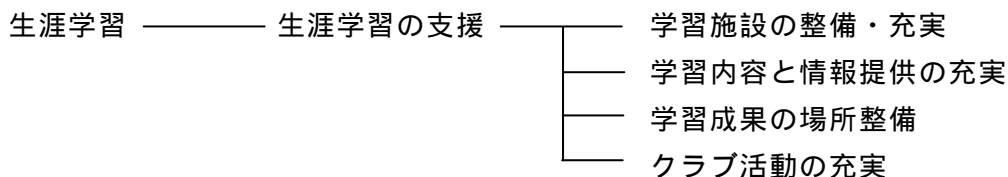
[基本方針]

「いつでも、だれでも、どこでも」学べる生涯学習社会の実現に向けて、施設や学習内容の充実に努めるとともに地域社会と密接に結びついた活動を促進していきます。また、図書館を本町における学習活動の中核施設として、住民の自主的学習を支援するとともに、各機関と連携を強化し、人材及び資料の有効活用や情報提供を行います。そして、学社融合の理念のもとで、学びの場や機会の提供を進め、公民館クラブ活動についても、活動の充実を促進していきます。

ブックスタート...保健センターでの10か月児検診で、赤ちゃんと保護者を対象に読み聞かせをし、絵本などの入ったスタートバックを手渡す事業。

学社融合...学校教育と社会教育の役割分担を前提とした上で、両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 生涯学習の支援

学習施設の整備・充実

文化センター、公民館、研修センター、図書館などの有効利用を図り、時代に対応した施設に整備し、充実させていきます。今後、小・中学校の施設の利用も検討し、生涯学習の場を広く提供していきます。

学習内容と情報提供の充実

幅広い年齢層の多様なニーズに応え、「福崎町生涯^{しょうがいがくしゅう}楽集データベース（まちの先生）」や「福崎まちづくり出前講座」を活用して自主的学習を支援し、学びでの成果を生かすきっかけにもなるよう、学習内容の充実に努めます。また、町内に幼稚園・小学校から大学までの学校教育機関がそろっている環境を生かし、町内施設とも連携して、各世代の教育の充実や教育機関間の連携を強化し、情報などを活用できるような体制を整えます。特に図書館では、新鮮で魅力ある情報を提供するため、資料を充実するとともに、近隣図書館とのネットワークを強化します。

学習成果の場所整備

学習の成果を生かすための活動・発表の場として各施設を有効に利用し、行政の様々なイベントや講座で、ボランティアグループの活用を積極的に進めるとともに、住民自らが企画、運営できるように支援していきます。

クラブ活動の充実

住民の自主的な生きがいづくりともなるクラブ活動を支援し、幅広い世代が参加できるクラブ活動の充実に努めます。

2 . 人権教育

[現況と課題]

基本的人権を尊重し、地域社会に残る差別を解消することは国及び地方公共団体の責務であり、国民的課題であるといえます。本町では、教育委員会が中心となって、「差別を許さない明るい町宣言」の策定、福崎町民憲章における人権尊重理念の掲揚、福崎町民主化推進協議会の運営、「部落差別撤廃宣言」の議決などを行い、人権教育の一層の推進を図るための取り組みを進めています。

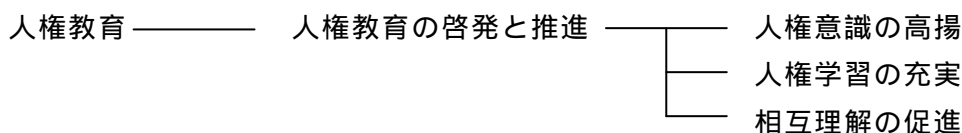
人権尊重が世界的な共通の理念となった現況をふまえ、家庭、地域、職場などあらゆる場において人権教育の推進及び啓発が重視されています。そのため、人権尊重が社会の文化として定着し、住民の全てがお互いを認め合う「共生社会」の実現をめざして人権意識の普及と高揚に努める必要があります。

住民への啓発活動の成果を踏まえながら、みんなが参加しやすい自治会人権学習を工夫し、その活性化を図ることが大切です。さらに、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、リーダーを養成し、活動の「場」の充実を図る必要があります。

[基本方針]

基本的人権が尊重される地域社会づくりをめざし、人権教育推進の基本として、「自立（住民すべてが自分の考えをもつ）」と「連帯（ともに手をとりあう）」の2本の柱を大切に啓発、教育活動の充実を図ります。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 人権教育の啓発と推進

人権意識の高揚

同和問題の解決や男女共同参画社会の実現をはじめ、子ども、障害者、高齢者、外国人などのあらゆる人権にかかわる課題の解決に向け、家庭や地域社会、職場などにおいて人権教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。

人権学習の充実

社会教育では、社会情勢の変化を受け止め、今の時代を的確に把握して、地域の実体に合う課題を取り上げます。研修内容、研修方法、研修の進行などに、多くの人々が計画の段階から参加できるように努め、地区研修、団体研修には積極的に取り組みます。学校教育では、副教材の「ほほえみ」や「きらめき」な

どを活用し、弱者をいたわり、いじめをなくすなど人権意識の高揚を図るとともに、課題を見つけ「深める」「まとめる」学習技術を身につけます。

相互理解の促進

人権教育を住民が相互に理解し促進するため、「広める」「深める」方法を工夫し活性化するよう努めます。また、リーダーの養成によって地区学習を充実させ、地域の交流、異年齢の交流を図り、学校、地域、家庭が連携できる機会の拡大に努めます。

3 . 学校教育

[現況と課題]

児童・生徒を取りまく環境が大きく変化する中で、将来を担う子どもたちの人格形成に重要な役割を果たすものとして、学校教育の充実を図るとともに、危機管理対策として県警ホットラインを設置し、児童・生徒の安全も図ってきました。また、サポートクラブなどの地域ボランティア組織が一部の地域で立ち上がり、学校内や通学路における安全の確保にも努めてきました。今後は、他の校区においても推進していく必要があります。現在、幼稚園4園、小学校4校、中学校2校があり、平成20年度の園児数は128人、小・中学校の児童生徒数は合わせて1,799人です。しかし、近年の出生率の低下により、園児数、児童・生徒数ともに減少傾向にあります。

教育施設については、老朽化した施設の改築を計画的に進めてきましたが、今後についても補強・改築・改修を進める必要があります。また、給食共同調理センターを活用した、健康で安全な食の教育活動を進めています。

教育内容については、こころ豊かな人づくりをめざし「響き合う、あいさつ交わし、ささえ合い」を合い言葉に、教育を推進し、急速に進展する国際化や情報化に対応した教育や環境教育にも取り組んでいます。今後は、学校・家庭・地域が一体となって「豊かな人間性」「生きる力」を育む必要があります。また、児童が平等に就学前の保育・教育を受けられるような体制づくりが求められています。

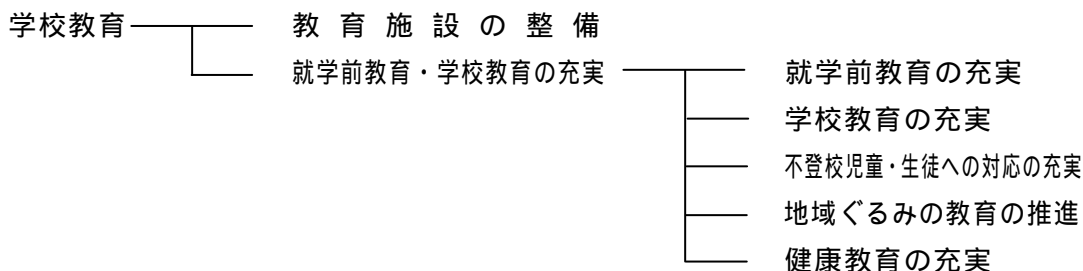
地域や自然の中で、生徒・児童の主体性を尊重したさまざまな活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけることを支援するなど、「教」より「育」を中心にすえた「心の教育」を進めていくために、地域に学び、ともに生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、保護者・地域社会の理解を得るとともに、新たな教育の創造へとつなげていくことが必要です。

[基本方針]

21世紀の担い手にふさわしい、個性豊かで、知・徳・体の調和のとれた人づくりをめざして、学校教育の充実を図るとともに、ICTを生かした教育内容の多様化と個性化の推進に努めます。また、地域社会との交流を深め、幼児・児童・生徒の地域活動への参加を積極的に進め、学校と地域社会の連携による教育力の向上を図ります。さらに、学習環境の充実を図るとともに環境教育を推進します。

サポートクラブ...子どもの安全確保、高齢者などの社会的弱者支援、防犯・災害防止などの活動を行う地域ボランティア。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 教育施設の整備

各教育施設の老朽化による改築・改修を順次進めていきます。また、耐震計画を策定し、改築及び耐震補強を図ります。

(2) 就学前教育・学校教育の充実

就学前教育の充実

幼稚園、保育所における共通カリキュラムに基づいた教育・保育の提供を行うなど、就学前教育の充実を図ります。また、地域に開かれた幼稚園づくりを進め、幼稚園と家庭や地域との連携を深めるとともに、保育内容の充実を図ります。全町的な幼保一体化施設の整備及び認定こども園を視野に入れ、保育年数も併せて検討を進めていきます。

学校教育の充実

教育現場においては、ICTを生かした情報教育の推進を図るとともに、指導方法や指導体制の工夫・改善を進め、基礎学力の充実を図っていきます。また、個性豊かな人材育成をめざして、地域の自然・風土・文化・人材などに学ぶ郷土学習や、地域と連携を図って、地域に学ぶ体験学習や環境教育など、総合的な学習を推進します。さらに、国際化の進展に対応するために英語指導助手などを積極的に配置し、多文化共生教育の充実に努めます。

不登校児童・生徒への対応の充実

年々増加する不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の1日も早い学校復帰を支援するため、スクールカウンセラー・不登校指導員を配置し、不登校児童・生徒及び親の心のケアを推進するとともに、「のぞみ学級」における効果的な教育活動を展開します。

地域ぐるみの教育の推進

幼児・児童・生徒の人格形成にあたり、地域社会と学校・幼稚園の交流や連携活動を積極的に展開するとともに、学童保育や子ども会活動などの地域活動を推進し、指導者の育成と研修の充実を図り、地域に根づいた児童の健全育成を推進します。また、学校を「子どもからお年寄りまで」の生涯教育や世代間交流の拠点として位置づけ、運動場・体育館などを社会開放し、地域社会と学

校の結びつきを強化していきます。地域による児童・生徒の見守りや安全確保としてサポートクラブなどの地域ボランティア組織の推進を図っていきます。

健康教育の充実

幼児・児童・生徒が生涯にわたって主体的に健康づくりができるよう発達段階に応じた保健教育を推進します。また、学校給食を充実し、望ましい食習慣を養うとともに、栄養士による栄養指導、栽培や収穫、料理体験を通して、食に対する関心を深め、食育基本法による食育を推進します。

食育基本法...平成 17 年に制定され、基本施策として家庭・学校・保育所・地域等における食育の推進、食育推進運動の全国展開等が定められている。

4 . 人材教育と青少年育成

[現況と課題]

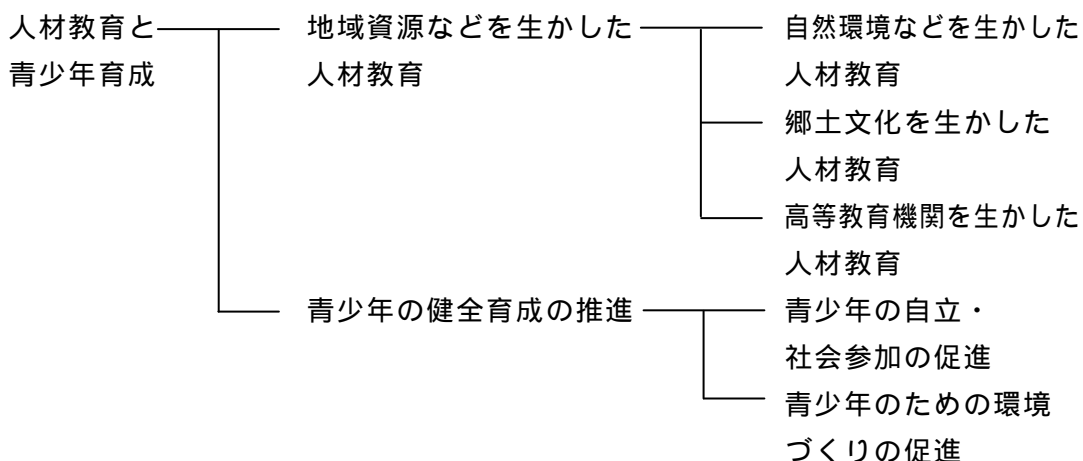
町内には、山、川、ため池などの豊かで身近な自然や農業関連資源をはじめ、先人や神社仏閣などの歴史文化資源、医療福祉系4年制大学などの教育研究機関が立地し、これらの地域資源を生かした人材教育が大切です。また、自然科学の分野で優れた活動を行った児童生徒を讃える賞を創っています。

都市化・情報化・核家族化・少子化・共働き世帯の増加などによって、青少年をとりまく環境は大きく変化しています。特に近年は家庭や地域の教育力の低下が指摘されるとともに、青少年の非行や被害を招きやすい環境も増加しています。また、青少年の非行や犯罪は低年齢化・凶悪化・粗暴化・広域化傾向にあり、大きな社会問題となっています。このため本町では、地域の青少年健全育成委員と青少年補導委員会とが連携を図り、学校・各種団体の協力を得ながら、有害環境の改善や声かけ運動などを実施し、青少年の健全育成に努めてきました。今後においても、こうした運動に地域をあげて取り組んでいくことが必要です。

[基本方針]

豊かな自然環境や郷土文化、高等教育機関などの地域の資源を生かした人材教育の推進に取り組みます。また、変化しつつある青少年の意識と行動への理解、地域社会での様々な体験機会の提供による社会道徳の育成、広い視野と情操のかん養などに、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組みます。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 地域資源などを生かした人材教育

自然環境などを生かした人材教育

人と自然のかかわり方や環境学習について、自然や農地などの地域の資源を生

かし地域ぐるみで展開を進めます。その中で、次世代を担う子どもを対象として、環境に関する知識や知恵を世代間などで受け継ぐ取り組みを推進します。

郷土文化を生かした人材教育

福崎ゆかりの先人の業績を含んだ郷土学や地域学の振興などにより、郷土の文化や歴史などを理解し、福崎に愛着と誇りを持った人づくりを進めます。また、「吉識雅夫科学賞」の充実を図り、子どもたちが夢を持てる施策を展開します。

高等教育機関を生かした人材教育

行政、企業、高等教育機関の連携を強化し、大学の持つ知識や技術、マンパワーや精神などが地域に提供され、人材の育成や新たな仕事の創造を含めた雇用の確保をめざし、地域へ貢献する大学教育・研究などを促進します。

(2) 青少年の健全育成の推進

青少年の自立・社会参加の促進

青少年の自立心と社会性のかん養のため、青少年に多様な経験の場を提供し、幅広い年齢層にわたる集団活動を促進します。また、広い視野と豊かな情操をもつ青少年を育成するため、地域との交流や文化・ボランティア活動への参加、地域スポーツクラブでの活動など、さまざまな人とのふれあいを促進します。

青少年のための環境づくりの促進

青少年に多彩な学習機会を提供するため、青少年野外活動センターをはじめとする社会教育施設や、学校その他の公共施設の有効利用を進めます。また、青少年の健全育成に好ましくない環境の改善については、関係団体と幅広い連携強化を図り、ねばり強い運動を推進していきます。

第2節 文化・スポーツの育成

1. 芸術・文化、文化財

[現況と課題]

少子高齢化や余暇時間の増加などの時代潮流の中で、人々は心の豊かさや潤いのある生活を求めはじめ、芸術や文化に対する多様なニーズが高まってきています。本町の芸術・文化活動は、文化センターやエルデホールを拠点として、美術展の開催や、公募見学バスによる美術館などの見学会、県民芸術劇場として開催されるオータム・コンサートやエルデホール自主公演事業など各種イベントを実施してきました。また、歴史や伝承を大切にしたい文化振興が図られるよう、文化協会とともに文化団体の活動を支援しています。今後も、文化センターやエルデホールの機能を十分に生かしながら、相乗効果を図っていく必要があります。

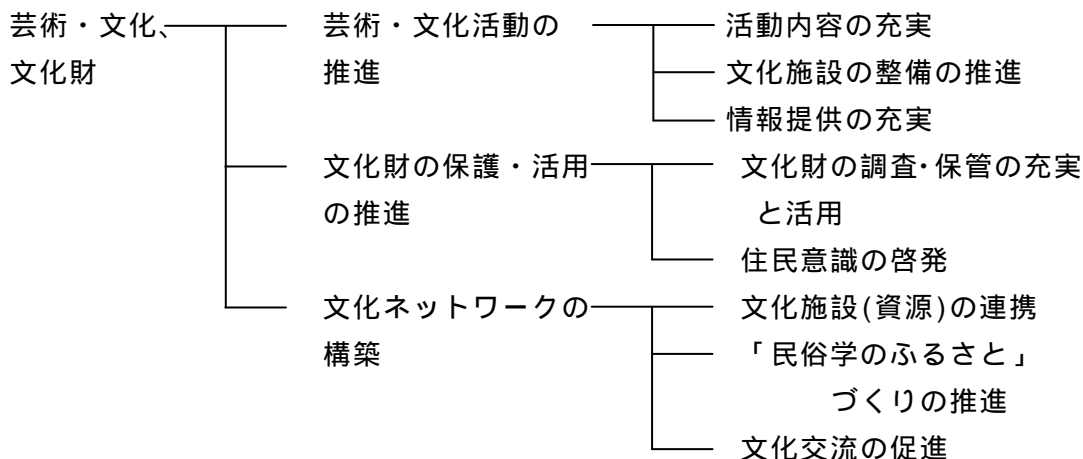
本町には国指定の文化財が1か所1件、県指定の文化財が8か所10件あるほか、国登録文化財が2か所5件あります。町の歩みをとどめる文化財を独自に指定するとともに、資料の収集、大庄屋三木家や埋蔵文化財の調査などを積極的に進めてきました。今後、蓄積した資料の整理を行い、歴史民俗資料館において一般公開し、郷土文化の大切さを広めていく必要があります。また、収蔵資料の増加に伴う保存スペースの確保や人材不足の解消に努め、町内にある遺跡の保護や開発協議への対応を適切に行うため、詳細遺跡地図の作成と、文化財マップなどの啓蒙資料の作成を行うことが必要です。そのためにも、文化財協力員制度の推進を図る必要があります。また、「福崎町史」(全4巻)と編集集中に収集した資料並びに、歴史民俗資料館や大庄屋三木家、さらには、各地域に所在する歴史的資源の有効活用を推進していく必要があります。

本町は、市川を挟んで東に歴史文化資源の保全・活用核、西に文化拠点核と文化・生活環境拠点の核を配置する状況にあります。特に、東の歴史文化資源の保全・活用核には、柳田國男ゆかりの地域が含まれており、平成16年に公有化した県指定文化財の大庄屋三木家の修理と活用が課題となっています。また、この地域全体の整備計画として「歴史と民俗の郷整備構想」の策定が望まれています。柳田國男と吉識雅夫の顕彰も既存施設を活用しながらさらに進める必要があります。

[基本方針]

東西にある文化核の効果的な融合をめざして、地域を潤す芸術・文化活動について、施設や内容の充実に努め、文化財を中心とした郷土資料の保護・公開を住民とともに推進し、郷土意識の醸成を図ります。さらに住民が誇りを持てる文化のまちなイメージを形成していくために、体系的な文化ネットワークの構築を図ります。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 芸術・文化活動の推進

活動内容の充実

住民が質の高い芸術・文化に接する機会を充実させていくとともに、創造・発信の町「ふるさき」の発展に向けて活動を支援するため、成果の発表の場や交流の場などを積極的に提供するとともに、組織の形成を促します。また、文学・芸術の分野で活躍した人の功績を讃え、文化創造の振興を図ります。

文化施設の整備の推進

文化センターとエルデホールの機能分担に基づいて設備の充実・利用促進を図ります。また、既存の社会教育施設で福崎ゆかりの方々を紹介する機能の充実を図れるよう検討していきます。

情報提供の充実

住民の自主的な芸術・文化活動の輪をさらに広げるため、広報やパンフレット、インターネットなどさまざまな媒体を活用して、多角的なPR活動を展開します。

(2) 文化財の保護・活用の推進

文化財の調査・保管の充実と活用

文化財の調査をさらに進めて、郷土資料の充実を図りながら、文化財を保存し、有効に活用するために、収蔵庫や展示館の設置を検討します。また、歴史民俗資料館と大庄屋三木家の機能分担を明確にし、収蔵庫や展示施設、体験ができる施設として活用が図れるような展開を行います。歴史民俗資料館においては、わかりやすい展示を心がけ、幅広い世代の交流がもてるように住民に広く開かれた特色ある資料館づくりを推進します。さらに、県指定文化財の大庄屋三木家の資料を広く一般に公開し、大庄屋三木家の持つ機能を幅広く活用できるように施策を展開していきます。

住民意識の啓発

郷土の歩みを語る重要な文化財を後世に大切に伝えていくため、学習講座や講習会、展示会などを通じて、住民の文化財への親しみを深めるとともに、文化財保護意識の高揚に努めます。それには、文化財審議会の機能を生かし、文化財協力員制度の活用を図ります。

(3) 文化ネットワークの構築

文化施設(資源)の連携

柳田国男・松岡家顕彰会記念館や大庄屋三木家など辻川界隈の施設や文化センター、エルデホール、図書館など各施設の機能分担をするとともに、さまざまな分野の芸術・文化と歴史的資源の効果的な融合をめざして、施設の連携を図ります。

「民俗学のふるさと」づくりの推進

市川東岸の歴史文化資源の保全・活用核を中心とした地域を対象範囲とし、「民俗学のふるさと」をめざし、「歴史と民俗の郷整備構想」の策定を検討します。文化財や各種資料館や記念館の各エリアを結ぶ「民俗学散策ルート」の整備を進め、ボランティアガイドの育成と活用を行います。また、住民の民俗学への関心を高め、歴史と文化の香りが漂う町の住民としての自覚と誇りを醸成していきます。

文化交流の促進

文化の町「ふくさき」の活性化を図り、より高いレベルでの文化ネットワークの一翼を担うために、他の市町村との交流や国際交流を促進します。また、中小企業大学校関西校や近畿医療福祉大学、神戸大学、兵庫県立大学などの機関との交流を促進し、施設交流だけでなく活力ある人的交流を深めます。

2. スポーツ・レクリエーション

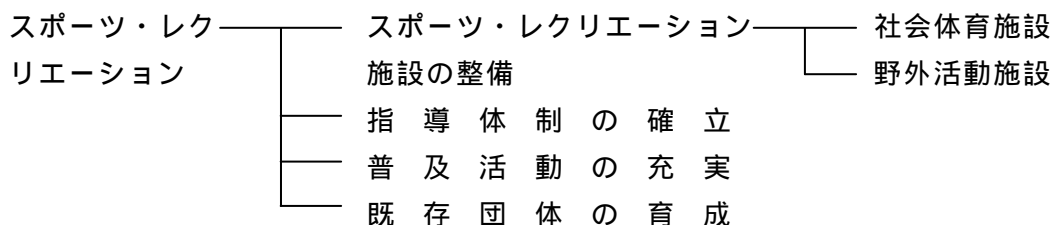
[現況と課題]

だれもが気軽にスポーツやレクリエーション活動ができるよう、施設整備を行ってきました。今後は、住民参画によるスポーツ活動を充実させ、「いつでも・どこでも・誰とでも」スポーツやレクリエーションなどによって体を動かすことを推進する必要があります。

[基本方針]

多様化する住民ニーズを把握し、日常生活の中にスポーツ・レクリエーション活動が取り入れられるように努めます。施設の整備とともに、生涯をとおして体を動かす機会づくりに努めます。

[施策の体系]



[施策]

(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備

社会体育施設

生涯スポーツの必要性が高まるなか、民間活力も視野に入れた温水プールや武道館などの検討を進めます。さらに現在設置されている各種スポーツ施設の充実及び整備を進め、時代のニーズに合った施設へと改善を図るとともに、学校体育施設などの開放を促進し、施設利用の効率化を図ります。

野外活動施設

七種の里山ふれあい森づくりにあわせ、自然観察や環境学習にも対応した施設として、また、健康の増進、情操のかん養にも寄与できる施設として充実を図ります。

(2) 指導体制の確立

各種スポーツ団体、グループの育成・強化を図るとともに、スポーツ指導、健康管理、情報提供などのシステムづくりを推進します。また、指導者の拡充や指導者資格の取得を支援し、指導体制を強化します。

(3) 普及活動の充実

住民のだれもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加でき、コミュニケーションとともに健康の増進と体力の向上が図れるよう、各種スポーツ教室の一層の充実に努め、総合型地域スポーツクラブを核にして、地域生活に密着したスポーツ参加の促進を図ります。また、スポーツ振興を図るため、優秀な競技成績を収めたり、体育振興に功績のあった個人や団体を讃えます。

(4) 既存団体の育成

体育協会や総合型地域スポーツクラブなどが、地域に密着した魅力ある団体、クラブへと発展するための支援を行います。

第3章 健康で安心してくらせるまちづくり

第1節 健康づくりの推進

1. 保健・医療

[現況と課題]

健康づくり活動は、疾病の早期発見・早期治療を目的とする2次予防を推進するとともに、健康を増進し発病を予防する1次予防にも重点をおいた施策を進めています。新たな施策として、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導が始まり、各保険者に受診率等の目標値が定められました。これに対応するため、保健センターを拠点として、母子保健から成人保健まで幅広い保健活動を実施していますが、より一貫性のある保健事業を行うため学校保健や産業保健などとの連携が必要です。また社会構造や人間関係の複雑さなどが起因し、すべての年代で心の病気が発生しやすくなっており、心のケアが大切になってきています。

健康づくりの推進は、健康づくり推進協議会、保健衛生推進協議会、いずみ会などが各種の活動を展開しています。また、個人の健康づくりを積極的に進めるには、それを支援する社会環境づくりが必要であり、地域や職域も含めた住民の主体的な健康づくり活動が望まれます。そのためには、活動を推進する組織や人材が必要です。

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的とした食育基本法に基づき町においても地域の特性をいかした食育推進計画の策定が求められています。

医療技術は年々進歩し、住民の健康意識も向上してきています。しかし、小児科・産婦人科をはじめとした医師・看護師不足や休日・夜間における患者の増加などにより十分な医療体制をとることが困難となっています。疾病面では、日常生活習慣の乱れが原因となる生活習慣病の、がん・脳血管疾患・心臓病・糖尿病が上位を占めています。また、O-157、麻しん、HIVなどの感染症の発生の予防、被害拡大防止対策が必要とされています。

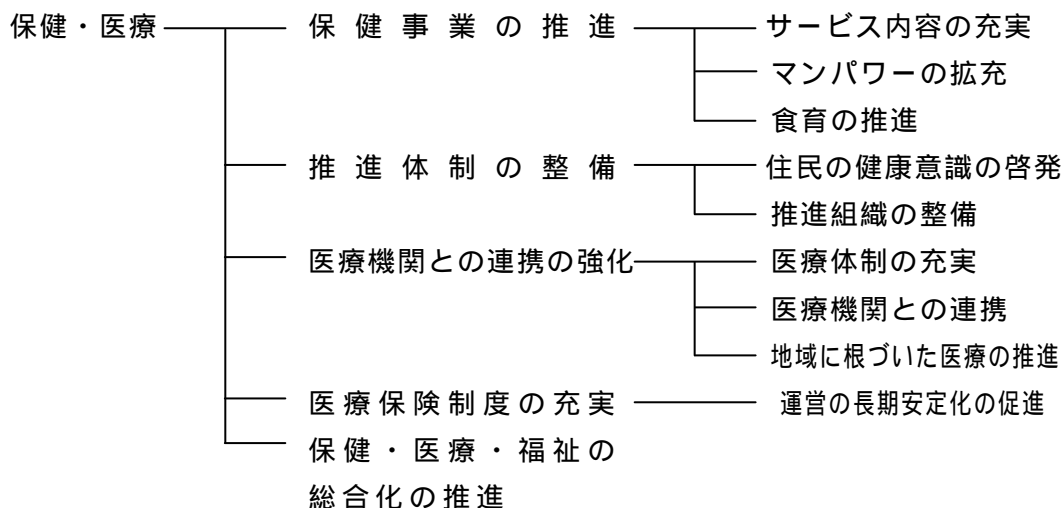
国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、地域住民の健康の維持増進に重要な役割を果たしています。平成20年4月からは、医療制度改革により高齢者の独立した医療制度として長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が創設されました。国民健康保険制度をとりまく現状は、疾病構造の変化、医療サービスの多様化及び高度化などともない医療費が増嵩傾向にあります。また、度重なる医療保険制度改革の影響を受け、依然として制度運営は厳しいものがあります。今後は、医療費の適正化を図るとともに効果的な保健事業を推進し、国民健康保険制度の財政の安定化を図る必要があります。

[基本方針]

住民の自主的な健康づくり活動を促進していくとともに、生涯を通じた一貫性の

ある保健サービスの充実に努めます。また、住民が安心して暮らせるまちをめざして、医療体制の充実ははじめとして、地域医療に努めます。国民健康保険については、運営の長期的な安定化を図るとともに、住民の国民健康保険に対する理解を深めるための啓蒙活動を推進します。また、保健、医療、福祉の総合化を図り、きめ細かく適切なサービス提供に努めます。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 保健事業の推進

サービス内容の充実

地域住民に対して母子保健から学校保健、成人保健などに至る生涯を通じた効率的で一貫性のある保健事業の充実に努めます。

マンパワーの拡充

保健師、理学療法士及び管理栄養士などの専門職の充実に努め、地域ボランティア団体と連携しマンパワーの拡充を図ります。

食育の推進

近年、食文化の欧米化、食生活の乱れ等により、肥満・糖尿病等生活習慣病が若い世代にも及ぶようになったことや、食の安全を確保し安心して消費できるよう関係団体が一体となって食育を推進するため、食育推進計画の策定を進めます。

(2) 推進体制の整備

住民の健康意識の啓発

住民一人ひとりが積極的に自らの健康づくりに励むまち、またお互いの健康づくりを支えあうまちをめざし、各種会合や集落での集会等の機会を捉えて、疾病予防、健康増進に対する住民の意識の高揚を図るとともに健康診査の受診

を促します。

推進組織の整備

地域に根づいた健康づくりを推進するため、住民の健康づくり活動の充実を図るとともに関係機関との連携強化を図ります。また、住民による健康推進グループの育成などに努めます。

(3) 医療機関との連携の強化

医療体制の充実

休日・夜間診療の救急医療体制や小児から成人まであらゆる年齢層、疾病に対応できる医療体制の充実に努め、安全で信頼できる救急医療システムを守るために、行政、住民がともに医療のあり方について考え、取り組みます。

また、感染症、自然災害の発生に備え、日頃から医療機関や健康福祉事務所と連携を図り、発生時の適切な早期対応や被害拡大防止に努めます。

医療機関との連携

健康診査、健康相談などによる住民の健康情報に基づき、プライバシー保護を保ちながら医療と保健の継続的な連携を図り支援することで、安心して身近で行える健康管理体制を推進していきます。また、家庭、学校、職場と医師会などとの連携を強化し、住民の適切な受診の推進を図ります。

地域に根づいた医療の推進

住民の生涯にわたる健康管理と初期医療を地域の医師が実施する ホームドクター制の推進を図ります。

(4) 医療保険制度の充実

運営の長期安定化の促進

医療費の適正化や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努め、国民健康保険制度の健全な運営を図るとともに、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の運営主体である兵庫県後期高齢者医療広域連合との連携を図ります。また、生活習慣病の予防に重点をおいた、特定健康診査・特定保健指導等を実施し、住民がより健康的な生活を送ることができるよう努めます。

(5) 保健・医療・福祉の総合化の推進

保健・医療・福祉のネットワークの充実により、健康増進から疾病の早期発見・早期治療、機能の回復・維持に至るきめ細かで総合的な支援体制の整備を進めます。

ホームドクター制...主治医制の拡大により、住民の生涯にわたる健康管理と初期医療を地域の医師が実施すること。

第2節 福祉の充実

1. 高齢者福祉

[現況と課題]

本町の平成17年国勢調査による65歳以上人口は4,210人で、全人口の20.4%を占めており、高齢化率は、全国及び兵庫県の平均を上回っています。高齢者の増加とともに、核家族化による高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増え、ねたきりとなる高齢者の増加も見込まれます。また、近年認知症高齢者の割合が高くなっています。今後さらに、高齢化が進む中、家族形態や社会構造の変化にともなって、地域ぐるみで高齢者福祉に取り組む必要があります。

本町では、一人暮らしの高齢者や介護を要する高齢者などに対する在宅生活の支援や老人ホームなど施設の運営、文珠荘など憩いの場の提供、老人大学の開催、地域包括支援センターの運営、介護サービスの充実など、さまざまな施策を展開してきました。今後も、すべての人が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと生活することが出来るよう「高齢者福祉計画」等に基づいて、保健・福祉・医療の連携を図りながら、地域全体での支えあいや在宅福祉を中心とした施策を充実させていく必要があります。

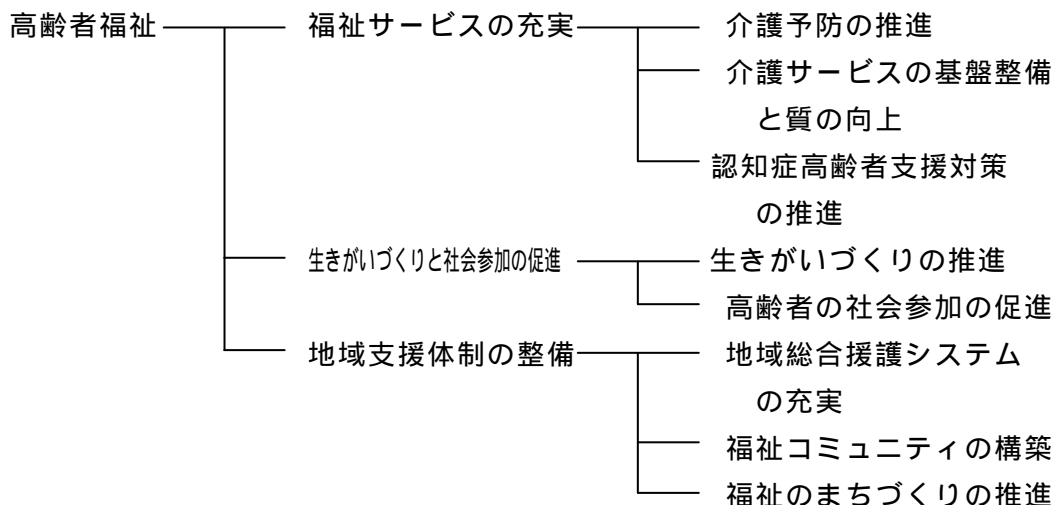
高齢者の生きがいづくりと社会参加を促す目的で、文化センターにおいて神崎学園・福寿学園の2つの老人大学講座が開設されています。しかし、受講者や講座内容の固定化が見られ、今後は学習ニーズの適切な把握によって活性化を図る必要があります。また、シルバー人材センターの就業活動を通じて、社会参加の場や仲間づくりの場を広げることが、心身共に充実した高齢者の活動の基盤づくりとなっています。

高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が浸透し、訪問介護や通所介護等を利用する在宅介護が定着してきました。平成18年度からはすべての高齢者を対象に筋力トレーニングや閉じこもり予防等介護予防を重視したサービスの提供を行っています。今後も、住民、保険者、国、県、介護サービス事業者が互いに連携して、保健・医療・福祉サービスを総合的に安心して利用できるような仕組みとするための取り組みをさらに進めていく必要があります。

[基本方針]

21世紀の超高齢社会において、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送ることが出来る介護予防対策の推進、高齢者が個人として尊重され、自らの意思に基づき自立した質の高い生活が送れる介護体制の確立及び保健、医療、福祉、生涯学習など様々な分野における地域資源を生かした住民参加型地域支援体制の確立をめざして、福祉施策の充実と生きがいづくりや社会参加を促進していきます。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 福祉サービスの充実

介護予防の推進

高齢者が、介護が必要な状態に陥ったりさらに悪化することがなく、できる限り健康で生き生きとした生活が送れるように、保健・福祉が連携をとりながら、個々の生活機能の把握を行い、レベルに応じて介護サービスや介護予防サービス、介護予防事業を実施します。併せて、意欲や能力を引き出し、高齢者の自立を支援します。また、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活全般を支える支援体制の整備や介護する家族の負担を軽減するための事業を効率的に行い、在宅介護の推進に努めます。

介護サービスの基盤整備と質の向上

ターミナルケアを含む在宅介護を支援するために、訪問介護、訪問看護、通所介護などの居宅サービスの充実及び、身近な場所で提供される「地域密着型サービス」の整備を促進します。さらに、必要なサービスを安心して利用できるよう、その質の向上を図りつつ、介護サービス事業所や介護支援専門員を支援します。

また、介護サービスを中心として、医療サービスをはじめ様々な支援が継続的かつ包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を進めるため、地域包括支援センターを核として、いつまでも住み慣れた地域で安心して、できる限

ターミナルケア...末期がん患者など終末期の患者に対する、緩和医療に加え精神的側面を重視した総合的な医療・看護・介護などのこと。

地域包括ケアシステム...保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び、在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを関係者が連携協力して、住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供する仕組み。

り自立した生活を送ることができる地域づくりに努めます。

認知症高齢者支援対策の推進

広報や講演会を通して、認知症に対する理解を深め、気軽に相談できる窓口の設置、認知症予防教室や声かけ訪問を推進します。介護サービスでは、小規模多機能型居宅介護など認知症高齢者にとって安心して利用できるサービスの充実に努めます。

また、認知症高齢者の権利を守るため、成年後見制度の利用支援や虐待防止に努めるとともに介護する家族を近隣者やボランティアなど地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

(2) 生きがいくくりと社会参加の促進

生きがいくくりの推進

老人大学などの活性化により高齢者の生きがいくくりの推進に努めます。また、身近なところでスポーツ・レクリエーション活動へ的高齢者の参加の機会をつくります。

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織としての老人会等の活動の場の確保や健康づくりへの積極的な取り組みを支援していきます。

高齢者の社会参加の促進

高齢者の就業機会の確保を図るとともに、地域活動や文化伝承、ボランティア活動など、高齢者が社会参加できる機会の拡大に努めます。

(3) 地域支援体制の整備

地域総合援護システムの充実

住民どうしによる“見守り”や“支え合い”のネットワーク「地域総合援護システム」を充実させ、町と協働・連携して保健・医療・福祉の総合的なサービスを迅速、効率的に提供できるよう努めます。

福祉コミュニティの構築

青少年から高齢者までの幅広い住民に対して、計画的な福祉体験学習を近畿医療福祉大学などと連携しながら実施し、ボランティアとして、自己の力を発揮できるよう活動の促進に努めます。

福祉のまちづくりの推進

住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるよう生活の拠点となる住宅の改修に対して相談・指導を行っていくとともに費用の助成を行っていきます。また、高齢者だけでなく、誰もが自由に社会参加できるよう、移動手手段の確保

小規模多機能型居宅介護...デイサービス『通い』を中心に、ショートステイ『泊まり』ホームヘルパー『訪問』と24時間365日、切れ目なく連続的にサービスが受けられる施設。

成年後見制度...財産管理や契約等において、判断能力が十分でない方に対し不利益を被らないように、家庭裁判所に申立をし援助してくれる人を付けてもらう制度。

を行うとともに、多くの人が利用する施設に手すり、スロープを設置するなどユニバーサルデザインの推進に努めます。

さらに、学校や地域などにおける学習や社会活動、交流事業を通して、心理的・社会的バリアフリーをめざし、意識啓発を行っていきます。

ユニバーサルデザイン...年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人利用可能なようにデザイン（設計）すること。

2 . 障害者福祉

[現況と課題]

障害者が住みなれた地域社会で、その一員としていきいきと安心して生活ができるまちづくりが重要となっています。そのためには、障害者が社会の構成員としてさまざまな社会活動に積極的に参画し、自立生活のための雇用機会の拡大など社会環境の整備を進めることが重要な課題となってきました。

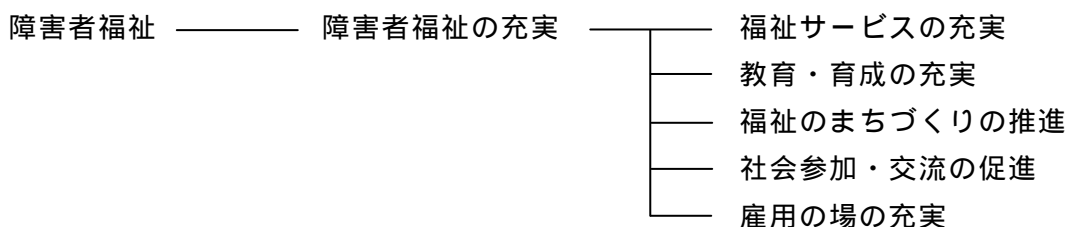
障害者自立支援法の施行により、個々の生活に応じたサービスを選択できるようになりましたが、障害者のニーズの高度化・多様化、また、障害者一人ひとりが尊重されるサービスを提供するための相談支援体制・関係機関の連携の強化が進められています。

今後も「障害者基本法」の改正、「発達障害者支援法」の趣旨を踏まえ、障害者が持つ個性や能力を生かし、自立した生活ができるように支援しながら多様な障害に対応しうる計画的な障害者施策の推進に努める必要があります。

[基本方針]

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の種別にかかわらず地域の人々と共に支えあいながら自立して生活できるよう、必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を確立し、障害者の自立、社会参加を促進していきます。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 障害者福祉の充実

福祉サービスの充実

障害者自立支援法による福祉サービスを提供する事業所及び施設の整備を促進し、障害者のニーズに合ったサービスの質の向上と、利用者への情報提供、及び制度の周知を図り、利用者の立場に立った制度の構築に取り組みます。また、障害者に応じた各種福祉サービスを提供し、相談・指導体制の充実に努めます。さらに、障害者の経済的な生活の支援のため、各種手当の充実、補装具の交付や日常生活用具の給付などの事業を継続し、その制度の周知を図ります。

教育・育成の充実

一人ひとりの障害に応じた多様な教育・育成の展開を図り、教育体制を充実

するとともに障害者と健常者が、ともに学ぶ機会を得て、お互いに正しい理解をもち、「ともに生きる社会」づくりのための交流教育の推進に努めます。また、不登校、ひきこもりなどの精神保健の問題についても、地域、学校及び関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

福祉のまちづくりの推進

兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安心して生活できる福祉のまちをめざして、道路や公共施設、公益的施設などの適切な整備を推進し、障害者に配慮した住宅整備の促進に努めます。

社会参加・交流の促進

スポーツ活動、芸術文化活動、余暇活動への障害者の参加機会を確保し、障害者の社会参加と交流を促進します。

雇用の場の充実

ハローワークを中心に福祉、教育機関等と連携し職業的自立を図るため、就業の受入れ環境・職域の拡大を促進し、生活の安定をめざします。また、一般就労に就くことが困難な人に対して福祉的就労の場の確保を行なうことにより、就労を通じた社会参加を推進します。

3 . 低所得者福祉

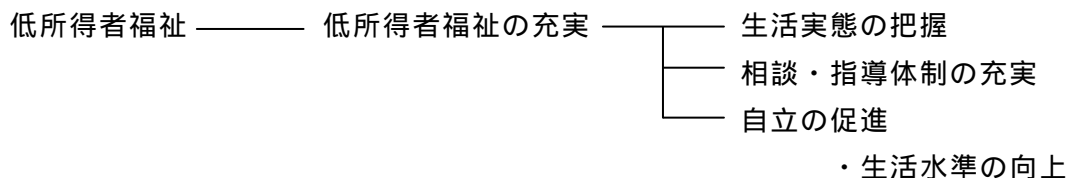
[現況と課題]

社会的弱者の生活安定を図るため、関係機関との連携を深めるとともに、自立更生に向けた積極的な支援、生活指導、生活状態に即した的確な指導、援助を実施することにより、低所得者の生活の安定と福祉の向上に努める必要があります。

[基本方針]

低所得者層については十分に実態を把握し、適切な経済的支援を行っていくとともに、相談・指導の充実によって自立の促進に努めます。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 低所得者福祉の充実

生活実態の把握

生活実態を的確に把握することにより、生活を困窮させている原因はどこにあるのか究明し、それぞれの世帯にあった援助方法を検討します。

相談・指導体制の充実

生活自立に向けて適切な指導を行うとともに、身近な相談窓口を設けるなど、相談・指導の体制面・人材面での充実に努めます。

自立の促進・生活水準の向上

経済的自立に向けて、労働能力の開発や就業機会の確保を、民間企業などの協力を得ながら進め、生活水準の向上を図ります。

4 . 児童福祉

[現況と課題]

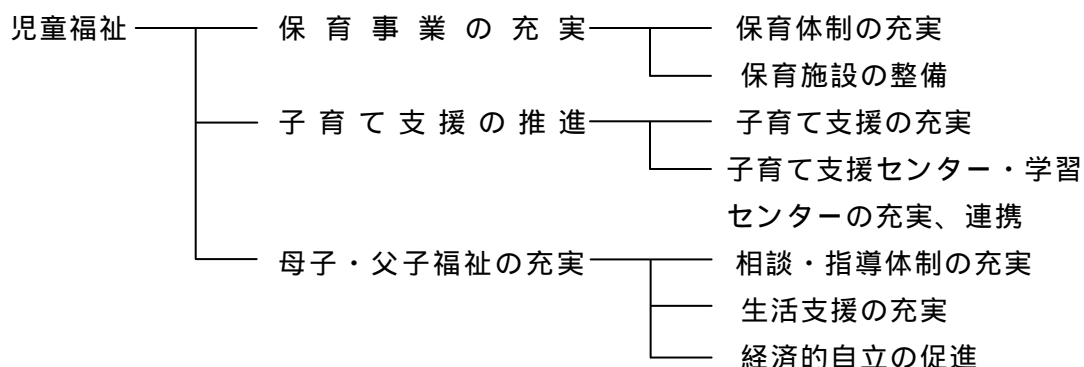
深刻な少子化の現状、核家族化や女性の社会進出に伴う地域や家庭の子育て力の低下、仕事と子育ての両立の課題など、子どもとその周りの大人を取りまく環境が刻々と変化している中、すべての子どもの健やかな育ちを支援していくことが求められています。多様化する子育て世代のニーズに対応するため、幼保一体化施設である福崎幼稚園で就学前の保育・教育、子育て相談機能を併せ持つ一体化運営を行っていきます。今後は、一体化施設の整備をさらに全町的に進めていく必要があります。また、子育て学習センターと福崎幼稚園内に設置した子育て支援センターが連携を図りながら支援体制を強化するとともに、子育て家庭における身近な存在であることが求められています。

母子・父子家庭には、就学助成金などの給付・貸付などを実施していますが、各関係機関との連携を密にして今後も母子・父子家庭の抱える、児童の養育や経済面での不安などの解消に向けて、より一層施策の充実を図る必要があります。

[基本方針]

すべての子どもの健やかな育ちを支援していくために、子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる環境と体制整備に努めます。子育て支援センターと子育て学習センターが協力、連携し、家庭や地域とのつながりを大切にしながら、子育て世代を応援していきます。さらに保育施設や保育サービスの充実に努め、仕事と子育ての両立を支援していきます。また、母子・父子家庭の生活の安定と自立を促進するために、相談指導体制を充実させるとともに、各関係機関との連携を図りながら経済的支援対策などをはじめとする福祉サービスの充実に努めます。

[施策の体系]



[施 策]

- (1) 保育事業の充実
 保育体制の充実

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が求められており、今後ますます多様化する子育て世代のニーズに対応できる保育体制を検討していきます。

保育施設の整備

施設の老朽化及び児童数の減少にともない定員の見直し、幼保一体化、認定子ども園、公設民営なども含めて検討し、保育ニーズの多様化に対応する保育施設の整備に取り組みます。

（２）子育て支援の推進

子育て支援の充実

住民のニーズに応じた子育て支援を進めるため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「町行動計画」の見直しを行い、後期行動計画の策定に取り組みます。また、子どもの健やかな育成と子育て家庭の支援を図るため、医療費助成の充実や児童虐待防止対策などに取り組みます。

子育て支援センター・学習センターの充実、連携

福崎幼児園内に設置される子育て支援センターでは、子育て情報の収集や提供を行うとともに、地域に出向いた支援活動を展開し、地域の子育て環境の向上を図ります。子育て学習センターでは、子育て親子が気軽に集い、相互の交流が図れる場を提供し、子育ての不安解消に努めます。これらの施設が互いに協力、連携しながら子どもの健やかな育ちを支援していきます。また、今後の保育施設の整備にあわせて、各保育施設に子育て支援センターの設置を検討していきます。

（３）母子・父子福祉の充実

相談・指導體制の充実

母子・父子家庭の生活の安定に向けて、民生・児童委員や関係機関との連携を図りつつ、適切な助言・指導を行える体制を整えます。

生活支援の充実

母子・父子家庭の経済的負担の軽減に向けて、就学援助金など各種手当を社会的環境の変化に則して充実させるとともに、医療費助成においても支援を行います。

経済的自立の促進

母子・父子家庭の経済的自立に向けて、能力開発や就業機会の確保に努めるとともに、就業環境を整えるため各種資金の貸付・助成制度の充実や、保育体

幼保一体化...幼稚園・保育所が同一敷地内にあり、現行の法制度の基で職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用等、教育観点から幼児の教育、保育を進めていく。

認定子ども園...幼稚園、保育所のうち、就学前の幼児教育・保育を一体として捉え一貫して提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備え、一定の基準を満たす施設。

制の充実を図ります。

第4章 快適でうるおいのあるまちづくり

第1節 まちの基盤整備

1. 道路・交通

[現況と課題]

(1) 道路

国道・県道

本町は、中国縦貫自動車道と播但連絡道路が交差する広域道路ネットワークの要衝で、福崎インターチェンジがあり、また、一般国道312号、県道三木宍粟線が交差しており、広域レベル、地域レベルの両面での交通結節点機能を果たしています。一般国道312号は、市川町、姫路市との境界付近での慢性的な混雑が続いており、都市間を結ぶ広域交通の南北路線としても都市計画道路西光寺高橋線～中島井ノ口線の整備が望まれています。また、県道は6路線ありますが狭あい部、通行不能箇所を解消を促進する必要があります。

町道

町道は742路線があり、その改良済および舗装済の比率は、1級町道を除き低く、狭幅員の路線が多く、今後、未改良、未舗装の整備促進を図る必要があります。

都市計画道路は7路線ありますが、整備済区間（暫定整備済を含む）は総延長の約54%程度であり、今後も整備を進め、道路ネットワークの形成を図ることが必要です。

本町の道路交通現況をみると、役場周辺の県道三木宍粟線、町道中道線においては、他の県道、町道の路線に比べ混雑が著しく、その解消に向け通過交通を考慮した道路網の整備が必要です。

(2) 交通

公共交通機関には、JR播但線とバス路線があります。

JR播但線においては、電化及び近畿福祉大学（現：近畿医療福祉大学）の開学により利用人数は増加しており、特に朝夕に混雑が見られます。公共交通機関の不便さの改善を望む声は多く、周辺道路整備を含めた利便性の向上に向けた取り組みが望まれています。

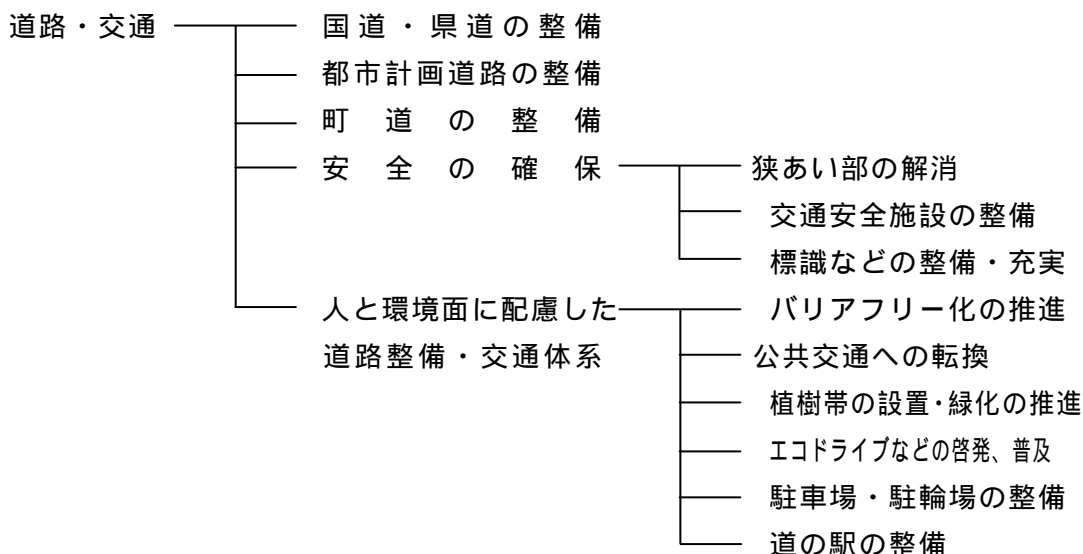
バス路線は、神姫バス及びJRバスが姫路、粟賀、北条、大阪、岡山方面と本町を結び、また、巡回バスが町内の拠点を結んでいます。

公共交通機関の結節強化を目的とした駅南の交通広場の整備が完了し、平成18年3月から神姫バスが乗り入れを開始しています。将来の駅前広場の整備とあわせ、JR福崎駅周辺を本町の玄関口にふさわしい交通拠点としての機能をもたせ、利用者の利便性向上を図ることが必要です。

[基本方針]

国道・県道については、広域的な視点から兵庫県と調整して狭あい部・交通混雑の解消を進めていきます。町道は、地域間を結ぶ幹線道路の充実を図るとともに、集落内の未改良、未舗装部分の整備については、集落の協力を得ながら効率的な促進を図ります。都市計画道路については、今後、整備の必要性を客観的に評価し優先する路線から、計画的に整備を進めていきます。交通は、交通混雑の緩和・環境に配慮し、自動車交通から公共交通への転換を啓蒙、促進し、公共交通機関の充実を図ります。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 国道・県道の整備

朝夕の通勤時に特に著しい交通混雑の解消のために国道・県道の整備とともに、自動車専用道路の利用増進の施策を促進します。また、狭あい部分と通行不能箇所との解消と歩道整備を県と調整して進めます。

(2) 都市計画道路の整備

都市計画道路西光寺高橋線及び中島井ノ口線を国道 312 号ラインとして位置づけるよう国への要望・調整を図り、住民主体のまちづくりによる沿道の景観形成や周辺の交通安全対策及び環境の保全を考慮しながら、「住みよさの生活軸」として整備します。また、大門西治線についても「活力の軸」として都市機能の充実を図り、安全で快適な暮らしができる居住環境の向上を図ります。

(3) 町道の整備

未改良、未舗装の整備促進とともに、市街地整備、土地区画整理、ほ場整備な

どと連動した整備や生活道路のネットワークづくりを進めます。

(4) 安全の確保

狭あい部の解消

交通量などを考慮しつつ、狭あい部の解消に努め、安全の確保を図ります。

交通安全施設の整備

道路の新設、改良、改修に際しては、歩道、ガードレール、信号機、道路照明の設置に努め、また交差点改良への取り組みなどにより、交通安全施設の整備を推進します。

標識などの整備・充実

交通量が多く、危険性の高い道路については、一方通行の導入など車の誘導方法を検討し、規制標識や案内標識の整備・充実に努めます。

(5) 人と環境面に配慮した道路整備・交通体系

バリアフリー化の推進

高齢者や障害者などが安全で円滑に通行できるよう、歩道の有効幅員の確保、段差の解消、点字ブロックの敷設などバリアフリー化を図ります。

公共交通への転換

JR福崎駅周辺における交通結節点機能の充実に図ることにより、公共交通機関の利便性を向上させ、活性化を促すとともに自動車から環境負荷の小さい公共交通機関への転換を図ります。また、住民の町内公共交通手段を確保するため、巡回バスの充実や新たな交通システムの検討を進めます。

植樹帯の設置・緑化の推進

良好な道路交通環境の整備及び沿道における良好な生活環境の確保のため、交通量の多い道路については植樹帯の設置に努めます。また、沿道などを利用し緑化の推進を図り景観にも配慮します。

エコドライブなどの啓発、普及

地球温暖化対策推進のため、エコドライブ、マイバス・マイ電車の日、時差通勤、ノーマイカーデーなどの啓発、普及に努めます。

駐車場・駐輪場の整備

駅周辺整備に関連してパークアンドライド等のための駐車場及び駐輪場の整備・拡充を検討します。

道の駅の整備

幹線道路利用者の休憩・情報提供施設として、道の駅の整備を進めます。

パークアンドライド...自動車以最寄り駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かう方法。

2. 下水道

[現況と課題]

平成4年度に「福崎町下水道基本構想」ならびに「福崎町公共下水道全体計画」を策定し、公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラントや小型合併処理浄化槽による個別排水処理事業など様々な事業を組み合わせて整備を進めてきました。公共下水道事業の供用開始や農業集落排水及びコミュニティプラントの完了により平成20年3月末現在の下水道整備率は69.9%となっていますが、引き続き未整備区域の公共下水道の早期整備が望まれています。一方では、工業団地の整備が課題となっています。

平成6年度から着手した公共下水道事業については、平成17年3月に供用を開始しました。福崎浄化センターでは、一層の環境保全に努めるため、全国で初めて膜を利用した高度処理方式（凝集剤併用型膜分離活性汚泥方式）を採用しています。今後は、年次計画に基づき、各施設の整備をより一層推進し、早期の事業完了をめざすことが必要です。また、雨水対策については平成17年度から田原地区の市街地雨水対策として、川すそ川等の雨水幹線事業に着手しています。引き続き事業を進めるとともに、浸水被害の予想される地域について施設整備を進めていくことが必要です。

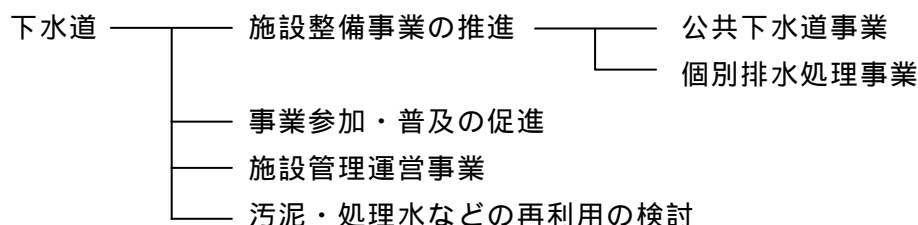
農業集落排水事業及びコミュニティプラントについては、計画していた処理区すべてが完了し稼働しています。今後は、施設の改築・更新を行いながら良好な維持管理が必要です。

個別排水処理事業は2処理区の計画がありましたが、1処理区については完了し、残りの1処理区については整備を推進することが必要です。

[基本方針]

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を目的とし、下水（汚水・雨水）排除に必要な施設の整備を、住民の理解を得ながら推進し、望ましい水循環、水環境づくりに努めます。

[施策の体系]



コミュニティプラント...公共下水道計画区域外の集落など比較的狭い特定の地域を対象に、し尿と家庭排水を処理する小規模な下水道施設。

〔 施 策 〕

(1) 施設整備事業の推進

公共下水道事業

市街化区域および周辺集落地においては、公共下水道事業区域として位置づけ、施設整備を計画的に推進します。

汚水処理施設整備

生活環境の改善及び公共用水域の保全に寄与するため、供用区域を拡大し、また、福崎工業団地、福崎企業団地についても順次計画的に施設整備を推進します。

雨水排除施設整備

雨水による浸水防除を目的とした雨水施設の整備を行うため、浸水被害の予想される地域を重点に施設整備を進めていきます。

個別排水処理事業

集合型処理施設への接続が困難な2地区を対象に推進し、現在は1地区で整備完了、残りの1地区についても事業の推進に努めます。

(2) 事業参加・普及の促進

事業効果の早期発揮および健全な管理運営をめざすため、供用開始区域内外において、町広報、パンフレットの配布および説明会の開催などを通じて住民に広くPRを行い、事業参加の必要性について認識を高めるとともに、水洗化の普及促進に努め、生活排水処理率100%をめざします。

(3) 施設管理運営事業

現在稼働している福崎浄化センターなど各施設の管理を適切に行い、放流水質の向上をめざします。また、新しい技術に対応した施設への改善などにより、一層適正な管理運営に努めます。

(4) 汚泥・処理水などの再利用の検討

汚泥の減量化や緑農地、建設資材などへの有効利用を積極的に図るとともに、処理水についてもせせらぎ空間への活用、農業用水への再利用などを推進します。

せせらぎ空間...処理水などを利用した小川(せせらぎ)を中心に緑に囲まれた空間。

3 . 公園・緑地

[現況と課題]

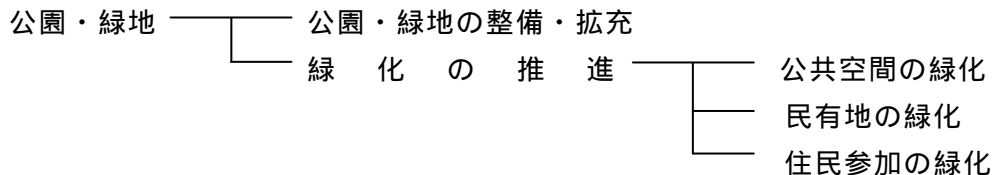
公園・緑地は、住民のふれあいやぬくもり、やすらぎのある生活を確保・創造するためにきわめて重要な役割を担っています。本町には、スポーツの振興と公園の役割を果たす市川河川公園、町民グラウンド、スポーツ公園、高橋ふれあい広場があり、住民のふれあいや憩いの場としては百歳の森公園、エルデホール憩いの広場、イーストパーク、宮の丘ふれあい広場や檜谷ふれあい広場などがあり、住民の身近な広場は各集落に点在しています。

今後は、市川河川敷の整備を継続して推進するとともに、区画整理事業等の推進により公園を確保する必要があります。また、町内に点在する神社仏閣境内地とその周辺や河岸段丘に残された緑地についても、住民の憩いの場として保全に努める必要があります。

[基本方針]

水辺や森林など、自然的資源を保全・保護しつつ、総合公園や 街区公園などの整備を検討します。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 公園・緑地の整備・拡充

日常的なレクリエーション・憩いの場としての公園や広場については、緑の基本計画を基に、総合公園や街区公園などの整備・拡充及び緑地の保全を推進します。また、市川の神崎橋周辺については、景観に配慮した潤いのある公園整備を検討します。

(2) 緑化の推進

公共空間の緑化

総合公園...都市住民全般の休息、散歩、運動など総合利用に供する公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する公園。

街区公園...主として街区内居住者の利用する公園で、1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する公園。

緑の基本計画...緑化の推進や公園の整備計画などを示した緑の部門計画で、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を実施するための総合的計画。

公共施設の敷地内や道路、河川などの公共空間の緑化を推進します。

民有地の緑化

企業敷地や個人敷地の緑化を促進するとともに、町内に点在する神社仏閣については、境内地の樹木とあわせ風格とうるおいを与える特徴的な緑地としての景観の保全が図られるよう働きかけます。

住民参加の緑化

住民の参加、協力による緑化を推進します。

4 . 治山・治水

[現況と課題]

森林は、無秩序な開発を防止しつつ、総合的な管理・保全に努め、また保安林などについては、公益的機能が十分に果たしていけるよう保全に努める必要があります。

町内には、台風や集中豪雨、地震等によりがけ崩れや土石流が発生する恐れがある区域に指定された箇所が多くあり、今後年次的に整備を進め、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

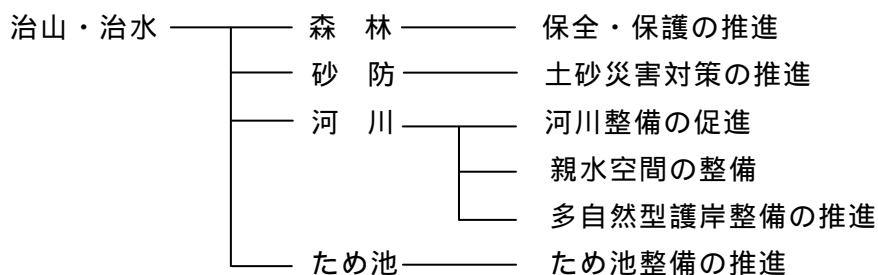
本町には、市川をはじめとする2級河川が5本、その他普通河川が多数あります。未改修部分が多く残っており、集中豪雨により浸水被害の発生する区域もあり、自然環境に配慮した改修を今後も促進する必要があります。

町内のため池の数は200余りにのぼり、うち貯水量1万トン以上の町防災ため池に指定されているものは52箇所ありますが、多くは土造で築造150~200年を経て老朽化が著しい状況となっています。これまでも改修を進めてきましたが、自然環境に配慮した改修を今後も推進する必要があります。

[基本方針]

災害から生命や財産を守り、水源のかん養など多くの公益的機能を担っている森林や河川・ため池は、その保全や整備を推進し、自然環境に配慮しながら安全の確保を図ります。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 森 林

保全・保護の推進

水源かん養などの公益的機能の充実や自然環境保護をめざし、長期的・総合的な視点で、保安林整備事業を推進しながら、森林の保全・保護に努めます。

(2) 砂 防

土砂災害対策の推進

土石流、急傾斜地にかかる危険地域の実態把握に努めるとともに、住民の生命と財産を守るため危険区域の位置づけを明確にし、周知に努めます。また、危険渓流における土石流の発生やがけ崩れを防止するため、県・地元と連携して対策事業の推進を図ります。

(3) 河川

河川整備の促進

市川をはじめとする2級河川は河川改修事業を県に要望するとともに関係市町と連携し、流域全体で自然環境に配慮した整備を促進します。また、普通河川については、未改修部分の改修を推進します。浸水対策の一環として下水道の雨水事業により整備を進めます。

親水空間の整備

河川は水害の防止だけでなく、やすらぎの空間・住民が親しめるオープンスペースとして活用できるよう整備を推進します。

多自然型護岸整備の推進

動植物の生態系に配慮した工法の検討・推進を図ります。

(4) ため池

ため池整備の推進

老朽度及び被害影響などからの緊急性を考慮し、未改修ため池を自然環境に配慮しながら計画的に整備を推進します。また、災害の未然防止などに対応できるよう、監視・管理体制の強化を図ります。

親水空間...河川や池などの水辺で水と意図的に親しむ空間。

第2節 市街地の整備

1. 市街地整備

[現況と課題]

既成市街地、特に中心市街地は、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種の機能を培ってきた“街の顔”です。しかし、近年、モータリゼーションの進展、消費者のライフスタイルの変化などを背景として、既成市街地における空き店舗の増加をはじめとする商業機能の低下、居住環境整備の遅れ、防災上の不安など既成市街地の衰退・空洞化という問題が深刻化しています。このような状況に対応するため、町、地域住民及び事業者などそれぞれが住民参加の新しい形である「新しい公共」について考え、“街の顔”としての将来像を共有化できるよう取り組むことが必要です。

一方、市街化区域内には農地等の低未利用地が多くあり、土地区画整理事業などの面的な整備が望まれています。これまでも事業を推進してきましたが、成果を得られていない状況です。今後も引き続き、面的整備の実現に向け、住民参加のまちづくりの推進など、住民と協働した取り組みが必要です。

J R 福崎駅周辺における交通結節点機能の充実を図るため、駅南に交通広場を整備しました。しかし、本町の玄関にふさわしい駅前を整備するためには、地域住民と協働して、駅前広場及びシンボルロードである福崎駅田原線を視野に入れた整備の取り組みが必要です。さらに、一般利用者、県立福崎高校、近畿医療福祉大学などの利用者の利便性向上のため、駅周辺の整備を検討する必要があります。

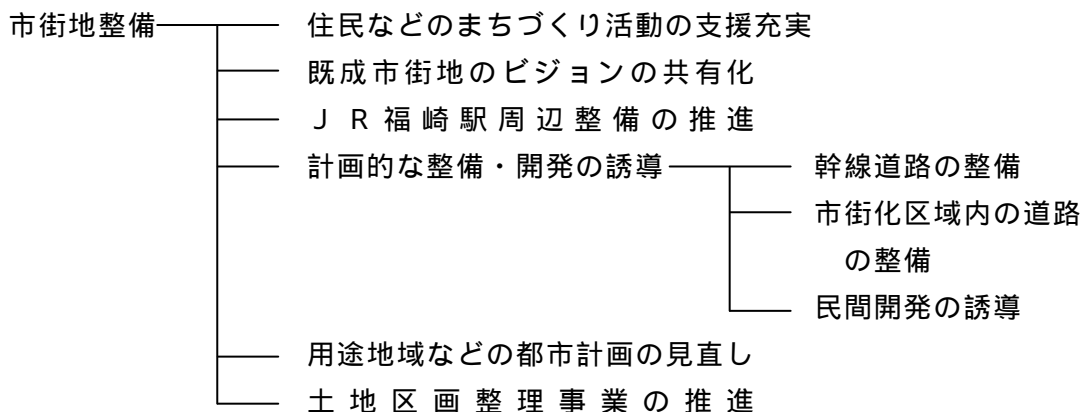
平成 15 年度に指定された J R 福崎駅周辺の 防災再開発促進地区においては、防災上危険な木造老朽家屋の建て替えの促進と、道路、公園などを計画的に配置し、安全・安心なまちづくりの推進が望まれています。

[基本方針]

市街地の整備は、街区とそれを結ぶ街路、河川、公園緑地などの都市施設との関係に配慮し、本町のもつ豊かな自然を生かした整備を基本とし、既成市街地については、“街の顔”としての風格ある整備に向け、ビジョンの共有化と協調・支援体制を整えることをめざします。新市街地の形成にあたっては、周辺の自然と調和した計画的な開発を誘導するとともに、地区計画などにより魅力あるまちづくりの創出をめざします。

新しい公共...住民、住民団体、事業者及び行政が協働して創出し、ともに担う公共。
 防災再開発促進地区...密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、一体的かつ総合的に密集市街地の再開発を促進すべき地区として指定された地区。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 住民などのまちづくり活動の支援充実

住民一人ひとりが主体となった「まちづくり活動団体」や「事業者」などへ支援を行うことにより、多くの人まちづくりに参画できるような場を提供していきます。

(2) 既成市街地のビジョンの共有化

だれもが地域社会の一員として支えあうなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できるユニバーサル社会の実現をめざします。J R 福崎駅を中心として、学園ゾーン、歴史文化資源の保全・活用核などを連携する「福崎まちなか連携交流軸」(風格の軸)を形成するとともに、我が町の「顔」である既成市街地が、どのように生まれ変わればいいのかを町、地域住民及び事業者などが協働して共有化を図っていきます。そのため、情報の公開を進め、学習の場を提供するとともに、既成市街地内における自発的に行うまちづくり活動を支援・育成し、まちづくりの機運を高めます。

(3) J R 福崎駅周辺整備の推進

駅前広場や道路網の未整備などによる交通混雑、緑地・オープンスペースの不足、路上駐車の影響など様々な課題を解決するため、土地区画整理事業や遊休地の有効活用により、本町の玄関口にふさわしい魅力と活力あるJ R 福崎駅周辺整備に努めます。また、周辺の工場跡地は、集客施設としての活用が計画されているため、周辺道路の整備や周りの環境に調和した土地活用を進めるよう誘導します。

(4) 計画的な整備・開発の誘導

幹線道路の整備

幹線道路の整備により、面的整備・開発を誘導します。あわせて、良好な居

住環境を図るため、随時地区計画を事業者、住民とともに策定します。

市街化区域内の道路の整備

市街化区域内において、道路整備の遅れが土地利用促進の妨げとなっています。これらの道路の整備を行い、農地等の低未利用地の有効な土地利用を促進します。

民間開発の誘導

本町の土地利用方針と合致し、良好な地区環境の形成を図るもので、ある一定の規模、条件を満たし、土地利用の広がりを考慮した民間開発に対し支援策を検討します。

(5) 用途地域などの都市計画の見直し

道路などの公共施設の整備状況、土地利用の動向を勘案し、必要に応じ見直しを検討します。

(6) 土地区画整理事業の推進

本町の将来人口や住宅需要を考慮し、良好な宅地供給や低未利用地の有効利用を図るため、住民と協働しながら土地区画整理事業を推進し、快適で豊かな生活環境と災害に強い安全な市街地の形成に努めます。

2 . 街並みづくり

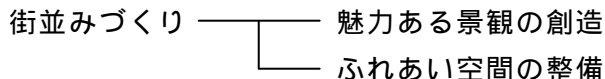
[現況と課題]

既成市街地では、電柱・電線や屋外広告物などが混在する雑然とした状況がみられます。美しい街並みを創出し、保全することは、住民の安らぎやコミュニティの創出など生活環境の向上のためには大切なことです。今後は、住民、企業及び行政が一体となって、地区計画制度などを積極的に活用し、計画的に街並みを保全、創出していくことが必要です。また、地域の環境、歴史、文化などの特性を考慮した建築デザイン、屋外広告物、電柱・電線、色彩の在り方などを総合的に検討し、街並みづくりに取り組んでいくことが必要です。また、沿道への植樹帯、ポケットパークやストリートファニチャーの設置など住民が集い親しみ、新たな交流を生み出す空間づくりに取り組むことが必要です。

[基本方針]

住むもの、訪れるものにおけるおいを与え、親しみやすさと個性を感じさせる街並みづくりに努めます。また、伝統的景観の保存とともに、新しいものと古いものが融合した独自の個性的で調和のとれた街並みづくりに努めます。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 魅力ある景観の創造

古い街並みの風情を残した伝統的な景観、幹線道路沿道などの商業施設景観及び植樹帯やポケットパークが整備された近代的な景観などを有する地域や地区においての建築協定の締結や地区計画制度の導入を図り、広告看板などを含め魅力ある景観の創造と保全に努めます。また、住民の参加と協力を得ながら、イベントを開催するなどまちの個性を創りだし、魅力ある「訪れたい街並みづくり」など景観形成に努めます。

(2) ふれあい空間の整備

コミュニティの場として、道路際にポケットパーク、ストリートファニチャーの設置、植樹帯周囲にベンチを配置するなど、JR福崎駅前をはじめ市街地の中で住民どうし、学生や就業者、観光客と住民などが交流を図ることが出来るふれ

ポケットパーク...わずかな土地を活用した環境をよくするための小公園。

ストリートファニチャー...歩行者などに快適さを提供する道路上に置かれた備品の総称。

あい空間の整備により、「人の心が通い合う活気にあふれた街並みづくり」をめざします。

第5章 自然にやさしい安全なまちづくり

第1節 生活環境の充実

1. 住 宅

[現況と課題]

町内の住宅は持ち家の比率が高く、約8割の世帯が持ち家となっています。また、阪神・淡路大震災以降、災害に対する関心が深まり「安全・安心な住まい」が求められています。JR福崎駅前地区の密集市街地における防災再開発促進地区では、防災上危険な木造老朽家屋の建て替えの促進と、道路、公園などを計画的に配置し、安全・安心な住まいづくりに努めることが必要です。これ以外の地区においても、木造住宅の耐震化の促進や敷地周囲の緑や空地の確保などが必要です。さらに、少子高齢化の進行により核家族化や高齢世帯の増加など多様化が進みそれぞれの生活様式に対応する質の高い住まいが求められています。

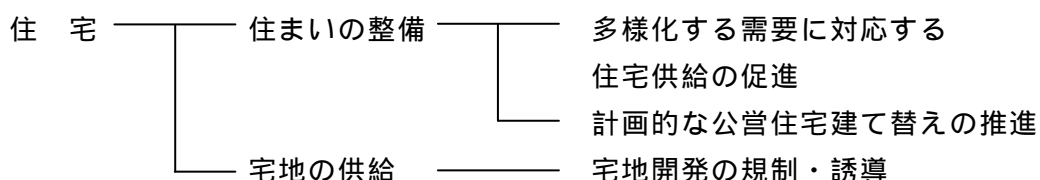
福崎町では、市街化調整区域における人口減少に対応するため、特別指定区域制度を活用し、28集落において地縁者等の住宅区域を指定し、活用が図られています。

公的住宅は、町営住宅が12団地172戸、県営住宅が4団地54戸、雇用促進住宅が1団地80戸の計306戸があります。そのうち町営住宅の約7割、県営住宅のうち2団地19戸が築後30年以上を経過した老朽化が進んだ建物となっています。町営住宅では田尻団地・塚本団地の建て替えが完了しましたが、今後も団地の集約化を柱とした計画的な建て替えが必要です。

[基本方針]

「住みたくなるまち福崎町」をめざし、「安全・安心な住まいづくり」を目標に良質な住宅と宅地の供給を促進するため、民間開発の促進・指導及び公営住宅の整備に努めます。一般住宅では、住民が主体となる建築協定の活用など、周辺環境と調和の取れた住まいづくりの推進に努めます。公営住宅では、多様化する家族形態、生活様式に対応した住宅の供給に取り組みます。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 住まいの整備

多様化する需要に対応する住宅供給の促進

少子高齢化など、社会情勢の変化にともない多様化する住宅需要に対応するため、家族形態、生活様式に留意した「安全・安心な住まい」づくりの促進を図ります。

計画的な公営住宅建て替えの推進

老朽化が進む公営住宅の建替を進めるため、空き家施策と団地の集約化を計画的に推進し、核家族世帯向けの住宅、高齢者世帯向け住宅や福祉対応住宅などの供給の検討とともに、多様化する需要に対応した、一般住宅の指標となる住まいづくりに努めます。また、建て替えの際には、耐震・耐火構造化を進め地震や火災などの災害に強い安全な住宅の供給を図り、あわせて周辺道路、緑地・公園などの整備を図り、土地の効率的な利用を推進し、用途廃止による住宅跡地についても公共事業に対する代替地など、有効活用に努めます。

(2) 宅地の供給

宅地開発の規制・誘導

良質な宅地を供給するため、市街化区域とその周辺地域では組合方式による土地区画整理や民間活力を導入するなど、官民が一体となって宅地開発を推進し、良質な宅地の供給を図ります。市街化調整区域の集落周辺では特別指定区域制度を活用し、既に指定している地縁者住宅等の区域の有効な土地利用を促進します。また、指定区域の充実を図るとともに人口の減少などに対応するため新規居住者の住宅区域の指定を推進し、活力の低下しつつある区域の活性化に努めます。

2 . 環境保全

[現況と課題]

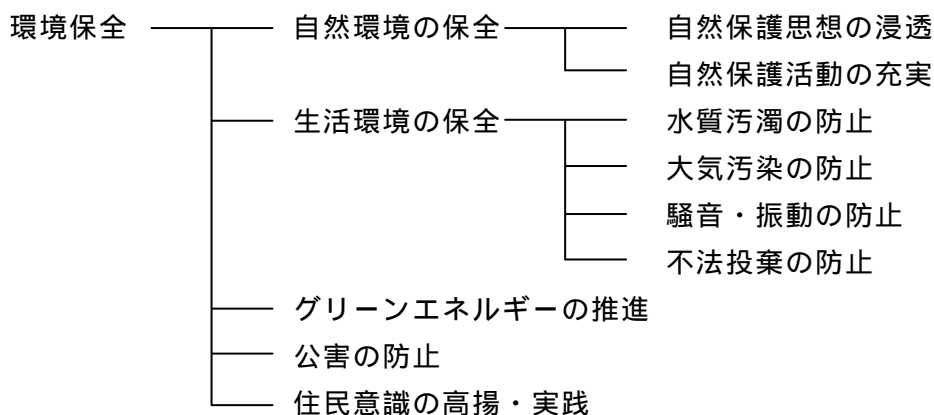
地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など生態系に深刻な影響を及ぼす環境問題が進行するなかで、二酸化炭素などの温室効果ガス及び硫黄酸化物などの汚染物質の排出削減やフロン回収・破壊などの地球規模の対策とともに、自らのライフスタイルを見直し、省資源・省エネルギーなど身近な日常生活の場における取り組みなどを通して、環境への負荷が少ない社会を構築することが求められています。本町では、辻川山公園、図書館、福崎幼稚園において太陽光発電システムを導入しています。多くの美しい自然環境を有する本町においては、環境保全対策として町内の各企業と公害防止協定を締結することにより、公害発生の未然防止に努めてきました。下水道整備により、身近な水路での水質の改善がみられます。近年では野焼きなどによる大気汚染や廃棄物の不法投棄などによって自然や生活環境が損なわれる恐れがあります。

環境問題及び公害防止対策の一層の充実を図るとともに、住民への啓発活動を実施することで意識の高揚に努め、総合的な環境保全・維持・改善に取り組む必要があります。また、自然環境の保護については、七種山、日光寺山をはじめとする本町の豊かな自然を次世代に継承していくため、自然歩道の整備などを行ってきましたが、さらに自然保護活動を進めるとともに、住民全体に自然保護意識の浸透を図る必要があります。

[基本方針]

自然を守り、公害のない快適で豊かな生活環境を将来の世代に継承していくため、公害問題から地球規模の環境問題まで視野に入れ、住民一人ひとりが環境保全の担い手であるという認識のもとに、住民と行政、関係機関が一体となって環境の保全、公害の発生防止に取り組み、省資源・省エネルギー対策を推進していきます。

[施策の体系]



〔 施 策 〕

(1) 自然環境の保全

自然保護思想の浸透

住民に自然保護思想を浸透させ、自発的な自然保護意識の高揚を図るため、自然歩道を歩こう大会や自然教室など自然に親しむ機会の提供に取り組みます。

自然保護活動の充実

七種山、日光寺山をはじめとする本町の豊かな自然環境を守るため、自主的な保護活動への支援や地域リーダーの育成によって、自然保護活動を充実させます。また、自然保護地区などの指定などにより自然の保護や自然歩道の保全・整備に取り組みます。

(2) 生活環境の保全

水質汚濁の防止

生活排水対策については、町の生活排水処理計画に基づいて事業を進め、下水道整備区域の下水道への接続を推進することで、公共用水域の水質保全に努めます。また、有害物質の流出を予防し、水質汚濁の防止を図ります。

大気汚染の防止

野焼き行為の禁止の周知に努めるとともに、今後も引き続き状況把握のための大気観測車による大気測定を継続し、関係機関と連携して、大気汚染の防止を図ります。

騒音・振動の防止

自動車交通騒音の騒音測定を継続し、関係機関と連携して、被害発生の防止・抑制に努めます。

不法投棄の防止

環境美化を促進するため、公共の場所や他人の所有地にごみを捨てないように指導を徹底します。また、住民意識の高揚を図り、監視体制を充実させることにより、不法投棄の防止に努めます。

(3) グリーンエネルギーの推進

地球温暖化をはじめとする環境問題に配慮し、住民一人ひとりが省エネルギー・省資源を基調とした環境に優しいライフスタイルの転換に努めます。太陽光、太陽熱、風力などのグリーンエネルギーの普及啓発に努め、新設の公共施設には太陽光発電システムを、また、公用車の燃料には B D F の導入を推進します。また、公共交通機関の利用促進やグリーンエネルギー自動車の使用など、環境に

グリーンエネルギー...エネルギー効率の高い家電製品等の使用、製造工程におけるエネルギー使用の合理化等の省エネルギー対策と、太陽光発電、バイオマス発電の導入等の新エネルギー対策を併せた総称。

B D F... (Bio Diesel Fuel の略) 生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称。

配慮した自動車の普及にも努めます。

(4) 公害の防止

町内立地企業との公害防止協定の締結を進め、産業活動から発生する大気汚染、水質汚濁や騒音・振動など、公害発生防止に努めます。

(5) 住民意識の高揚・実践

自然保護、環境保全についての啓発を広報活動などを通じて積極的に行い、住民意識の高揚とともに、美化運動などの促進や支援を進めます。また、くれさかクリーンセンターや福崎浄化センター等の見学を通じ、環境教育の充実を図ります。

3 . ごみ・し尿処理

[現況と課題]

(1) ごみ処理

ごみは生産・消費活動の拡大や生活様式の多様化にともない、排出量は高水準で推移し、質的には多様化が進んでいます。「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の生活様式から、環境への負荷の少ない社会の実現をめざすために、ごみの処理体制の構築とごみ排出抑制や再資源化による循環型の社会づくりが重要であり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）をさらに推進していく必要があります。

本町では、資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、古紙）の分別収集について、リサイクルの推進を進めるため、平成20年1月からプラスチック製容器包装とミックスペーパー（紙製容器と雑紙）の2分別を新しく導入し、家庭系可燃ごみの減量化を図りました。このような施策に加えさらに、住民への生ごみの自家処理やリサイクルの意識啓発などにも努める必要があります。また、増加傾向にある事業所から排出される一般廃棄物についても、事業者の協力を得ながら継続的なごみの減量化、リサイクルへの取り組みが必要です。一方、本町、姫路市（旧香寺町・旧夢前町）の広域によるごみ処理施設「くれさかクリーンセンター」では、施設の老朽化及び排出されるダイオキシン類対策ため、平成16年・17年に基幹改良工事を行いました。今後も適正な維持管理に努めるとともに、住民サービスの向上をめざした収集・処理体制の確立に努める必要があります。そのためには広域的なごみ処理のあり方について検討していく必要があります。

(2) し尿処理

し尿処理は、姫路市（旧香寺町・旧夢前町）及び神崎郡3町の計1市3町の広域により「中播衛生センター」で処理していますが、下水道への接続にともない、収集量が減少しています。また、収集物であるし尿と浄化槽汚泥の搬入割合が3対7と逆転しており、当初予想していた以上に性状の変化が大きく施設に大きな負担がかかるようになってきました。当該処理施設は稼働後13年を経て老朽化が進み修繕費等維持管理費が年々増加傾向にあることから、将来の施設のあり方について検討する必要があります。

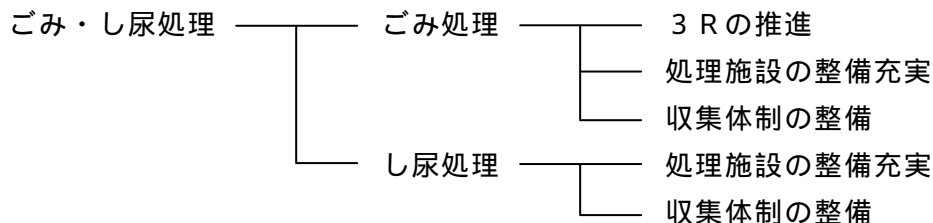
[基本方針]

ごみ処理については、清潔な生活環境を確保するとともに、限りある資源を有効利用し、持続可能な循環型社会を形成するため、3Rを柱としてごみの減量化、再

3R...Reduce（リデュース）廃棄物を出さない、Reuse（リユース）再使用する、Recycle（リサイクル）再資源化するの略称。

使用、再資源化を図ります。し尿処理については、良好な生活環境を確保するため、より効率的な処理をめざします。

[施策の体系]



[施 策]

(1) ごみ処理

3 Rの推進

3 Rを推進し循環型社会の形成をめざします。マイバック運動をはじめ住民や事業者への情報提供・意識の啓発に努め、使い捨て防止、再生利用などごみの資源化、再利用や自家処理の推進を図ります。また、限りある資源の有効利用とごみの発生抑制を促すため商品・製品の製造過程・包装など、製造業者・流通販売業者・消費者の統合的な協力を要請し、ごみの発生抑制に努めます。ごみ処理の有料化についても検討していきます。

処理施設の整備充実

近隣自治体との広域的連携を図り、適正かつ安定的なごみ処理を推進するため、広域的なごみ処理の将来のあり方について検討を行います。

収集体制の整備

ごみ分別収集計画に対応した収集体制の整備に努めます。また、住民サービスのより一層の向上をめざすため、きめ細やかな収集方法の検討とともに、さらに民間委託を推進し、衛生的で効率的な収集の実施に努めます。

(2) し尿処理

処理施設の整備充実

中播衛生センター処理施設について、施設基幹整備計画に基づいて基幹改良工事を行い、円滑な施設運営及び処理効率の向上に努めます。

収集体制の整備

下水道の接続に伴う水洗化の動向をみながら、より効率的な収集体制の整備を検討します。

4 . 上水道

[現況と課題]

平成 19 年の給水人口は 19,858 人で、99.5%の普及率となっています。安全・安心・安定した給水に対応するため、水質の管理、水源の確保や高度浄水処理施設の導入の検討が必要となっています。

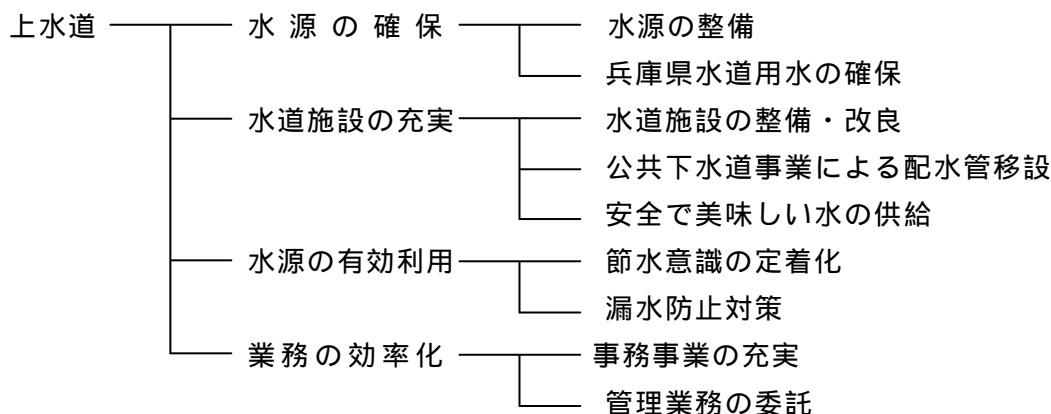
引き続き公共下水道事業の施工に併せて、老朽水道管の更新を行う必要があります。また、配水池の改良及び耐震整備を行う必要があります。

住民などに対してライフラインである水道の大切さをPRするなど、節水意識の定着を図ることも重要となっています。

[基本方針]

長期的需要に見合う水源を確保するとともに、公共下水道事業に伴う配水管移設や水道施設の整備・改良を進めます。また、安全で安心な良質の水を安価で安定供給することに努め、収支バランスのとれた計画的な経営をめざします。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 水源の確保

水源の整備

将来にわたり水道水を安定的に供給し、また、災害等の緊急時に対応できるよう予備水源の確保に取り組み、自己水源の増強を図ります。

兵庫県水道用水の確保

計画的な兵庫県水道用水の受水により、必要水量の安定確保を図ります。

(2) 水道施設の充実

水道施設の整備・改良

施設の保守点検を十分に実施し、必要な対応を行うとともに、計画的・効率

的に地震などの災害に強い水道施設をめざし、主要施設および重要管路の耐震整備に取り組みます。

公共下水道事業による配水管移設

公共下水道事業に伴う配水管の移設工事にあわせて、老朽管の更新および管路の拡充を図ります。

安全で美味しい水の供給

水源地上流域の自然環境の保全に努め、安全で美味しい水の安定供給を図ります。また、水質検査を強化するとともに薬品の適正管理に努め、耐塩素性病原生物 クリプトスポリジウム等への対策として、高度浄水処理施設導入について検討します。

(3) 水源の有効利用

節水意識の定着化

住民などに水の大切さや、水の有効利用を広くPRし、節水意識の定着化を図ります。

漏水防止対策

定期的に漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めます。また、管路図などのデータを活用し、漏水の多発する老朽管の布設替を行い、漏水の防止に努め有収率の向上を図ります。

(4) 業務の効率化

事務事業の充実

各種情報の充実と管理の効率化を図り、住民サービスの向上を図ります。

管理業務の委託

経費削減と業務の効率化をめざし、業務委託について導入を検討します。

クリプトスポリジウム...塩素消毒に対し耐性がある寄生性原虫。
有収率...送水量に対し収益となった水量の比率。

第2節 安全の確保

1. 消防・防災

[現況と課題]

本町では、32分団、600人の消防団員が常備消防である姫路市中播消防署と連携し、消防業務にあたっています。住民が安心して日常生活を営み、災害時において被害を最小限に食い止めるためには、消防・救急体制と防災対策の充実が必要です。

平成19年4月1日から本町を含む神崎郡3町は消防事務（消防団、消防水利に関する事務を除く）を姫路市へ委託しています。中播消防事務組合時代と比べ消防・救急サービスを低下することなく提供できています。

近年、社会環境は文化的な生活が進み快適になった反面、火災をはじめとする各種災害発生要因は複雑多様化し、危険性は増しています。消防団においては、町外勤務者の増加などの影響で団員確保が難しくなっており、昼間時の消防力の維持が課題となっています。今後は、消防団員の確保や消防団の活性化をはじめ消防施設や水利の整備充実、常備消防・救急体制の充実のため姫路市との連携強化を図り、さらには住民への啓発活動を通じた予防消防に努める必要があります。

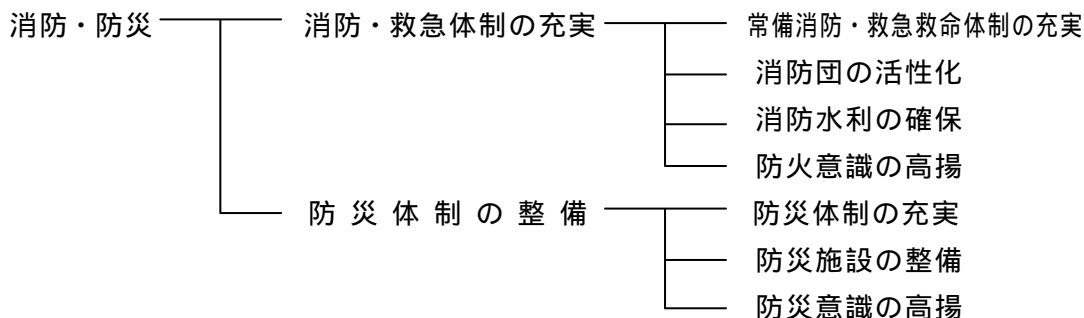
防災面では、本町は兵庫県西部を中心に岡山県にまたがる山崎断層帯の活動による地震が予想されています。特に、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を教訓にしながら、住民が安心して暮らせるように防災体制の充実に努めてきました。兵庫県及び県内自治体相互間の応援協定、物資の供給協定、郵便局との相互協力協定など応援態勢の確立を図り、また、自主防災組織の育成に努めています。自然災害については予期せず発生するため、日頃からの備えが必要であり、災害発生時には迅速かつ的確に対応することが不可欠であることから、住民、消防団、姫路市中播消防署、近隣市町、兵庫県並びに防災関係機関が連携して防災対策を講ずる必要があります。

国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成18年度に福崎町国民保護計画を策定しました。

[基本方針]

各種災害から住民の生命と財産を守るため、消防力の強化と救急救助体制の充実に努めるとともに防災意識の高揚と防災体制の充実を図り、住民が安心して生活できる災害に強いまちづくりを進めます。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 消防・救急体制の充実

常備消防・救急救命体制の充実

消防広域化に伴うスケールメリットを最大限に活かした消防・救急サービスを提供できるよう姫路市との連携強化を図ります。消防職員を安定確保し、教育訓練の充実に努め、多様化・複雑化する災害に対応できるよう消防施設・機械器具の整備、機動力の充実を図るなど消防力の強化に努めます。救急面では、医療機関との連携を強化するとともに搬送体制の確立、機材の充実に努めます。また、傷病者の救命率を高めるため、心肺蘇生法の普及や救急救命士などの養成に努めます。

消防団の活性化

地域の消防力を向上させ、地域住民の安全を確保するため、消防団員の確保、消防団の育成強化及び消防施設・装備の充実に図り、消防団の活性化と消防力の強化に努めます。

消防水利の確保

既存施設の適正な維持管理を図るとともに、消火栓などの増設整備と自然水利の確保に努めます。

防火意識の高揚

防火パレードをはじめ、防火訓練の実施や啓発活動の強化に努め、住民の防火意識の高揚を図ります。また、住宅用火災警報器の設置啓発に努めます。

(2) 防災体制の整備

防災体制の充実

今後発生が予想される山崎断層帯地震や近年、多発する局地的な豪雨などの災害に迅速かつ的確に対応するための指針となる地域防災計画やテロ事件等予期しない緊急事態に対応するための国民保護計画を適宜、見直します。災害時における被害を最小限に食い止め、住民の生命・財産を守るため住民、消防団、姫路市中播消防署、兵庫県、県下全市町並びに防災関係機関との一層の連携に努め、水防・防災訓練を実施し、情報の収集・伝達、避難・誘導、救助体制、

情報通信システム、さらに災害時要援護者の配慮などの総合的な防災体制の充実に努めます。また、図上訓練等を実施することにより、体系的・実戦的な防災に関する知識・技術の向上を図ります。

防災施設の整備

防災備蓄倉庫などの防災施設の整備拡充を図り、災害時に必要な資機材及び被災者用生活必需物資などの一層の確保に努めます。

防災意識の高揚

防災に関する知識の普及や防災意識の高揚を図るため、防災に関する啓発活動や情報提供を充実します。各自治会の自主防災組織の育成を図ることにより、災害から自らの生命と財産を自らの手で守るという住民の地域連携意識を醸成し、地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。また、兵庫県住宅再建共済制度の加入促進に努めます。

図上訓練...地図を使い、進行管理者が被害想定に関する情報を提示し、それをもとに災害対応について訓練参加者が討論し地図に書込ながら検討する訓練のこと。

2 . 交通安全

[現況と課題]

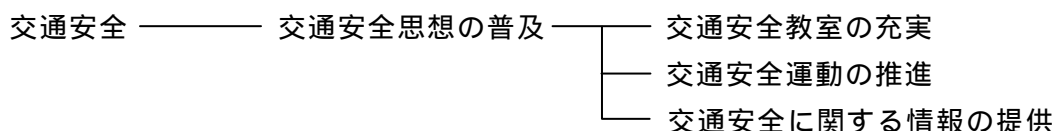
本町は、中国縦貫自動車道と播但連絡道路が交差するインターチェンジを有し、主要幹線道路の国道 312 号、県道三木宍粟線が南北・東西に通る交通の要衝地であることから、各種店舗が進出し、交通量は増加傾向が続いています。交通事故件数は、これまで増加傾向にありましたが、啓発や道路及び安全施設の整備等により、横ばい状態になっています。事故の形態については、原因が自己中心的な行動であるものが大半を占めており、交通マナーの低下が危惧されています。また、長寿化にともない、高齢者が事故の被害者となるだけでなく、加害者となる事例が増えています。

自治会や学校などで交通教室などを実施し、また、交通安全モデル地区や交通安全モデル事業所の指定を行い交通安全意識の高揚を図ってきました。今後も、運転者や歩行者のモラルの向上、高齢者の事故防止に努め、より一層の交通安全対策の強化を図る必要があります。

[基本方針]

交通事故から住民を守るため、住民が集まる機会をとらえて身近なところから啓発活動を進め、多くの住民、団体が参加する交通安全運動を展開し、交通安全思想の普及徹底及び交通安全意識の高揚を図ります。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 交通安全思想の普及

交通安全教室の充実

子どもから高齢者までを対象に、交通安全映画・講話などの交通安全教室を自治会単位で開催します。学校や事業所に対しても交通安全教室を開催し交通安全意識の高揚に努めます。また、毎年、交通安全モデル地区や交通安全モデル事業所、交通事故防止強化運動地区を指定し、一年を通じた計画的な啓発活動を進めます。さらに、住民が集まる機会をとらえ交通安全教室の開催など、身近なところから啓発活動を進めます。

交通安全運動の推進

交通安全対策会議や関連団体組織の協力を得て、春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通事故防止運動を中心に啓発活動や街頭指導など、住民参加の交

通安全運動を支援し、自主的な活動を促します。

交通安全に関する情報の提供

広報などにより、高齢者の免許自主返還の促進など交通安全に関する情報の提供に努めます。

3 . 防 犯

[現況と課題]

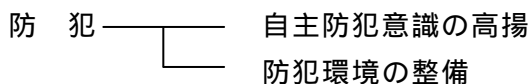
近年、全国的に犯罪の凶悪化や低年齢化が進み、従来みられなかったような犯罪が多発しています。地域社会においても窃盗事件の発生や不審者、変質者の出没、などの危険性が高まっています。また、振り込め詐欺やインターネットを利用した犯罪などの防止対策が重要です。

本町では、住民の防犯・防災意識の高揚を図り、自主的な安全活動を推進することにより、地域の生活の安全に寄与することを目的として、生活安全条例を制定しています。犯罪のない明るく安全な地域社会を実現するためには、犯罪の未然防止に対する住民意識の高揚や地域住民の連帯意識の醸成に努めるとともに、犯罪を防ぐ環境整備を図る必要があります。また、安全な生活を守るためには、警察をはじめ、防犯指導委員会、地域安全推進協議会、まちづくり防犯グループなどの関係団体と連携しながら犯罪の未然防止を図ることが必要です。

[基本方針]

犯罪のない明るい安全な地域づくりをめざし、自主防犯意識の高揚に努めるとともに、犯罪防止のための環境整備を図ります。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 自主防犯意識の高揚

犯罪防止の広報活動や街頭キャンペーン、出前講座による啓発活動などを通じて、防犯思想の徹底に努め、住民の自主的な防犯意識の高揚を図ります。

(2) 防犯環境の整備

防犯対策については、警察や防犯指導委員会、地域安全推進協議会、まちづくり防犯グループなどとの連携をとりながら、住民や関係機関の協力のもとに、地域ぐるみで犯罪の防止に努めます。また、地域からの要望と緊急性を考慮しながら、防犯灯や啓発看板を設置し、青色回転灯装備車を増車するなど、パトロール強化を進め、防犯環境の整備に努めます。

4 . 消費者対策

[現況と課題]

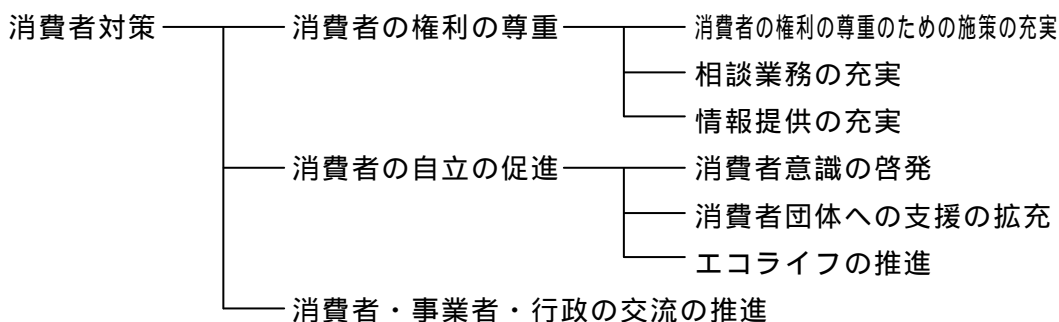
消費者行政としては、地球環境問題への身近な取り組みや、住民の安全で安心なゆとりある家庭生活の実現をめざして、生活科学センターを拠点に消費者への的確な情報提供、商品に関する正しい知識の普及、消費生活相談、消費者団体の育成などの消費者の利益の確保やリサイクル運動への支援を実施しています。

全国では数少ない町立の生活科学センターとして、今後は、更に消費者の利益の確保に努める必要があります。また、経済環境の変化や生活の情報化・広域化、複雑化にともなって、消費生活相談内容も年々複雑・多様化しており、これらの問題に積極的に取り組むとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、的確な情報の提供を行い、特に高齢層・若年層への啓発活動を強化していく必要があります。また、多重債務問題が大きな問題となっています。

[基本方針]

消費生活の多様化が進む中で、住民生活の安全と安心のために消費者の権利の尊重及び消費者が自主的に行動できるように自立支援を基本に消費者対策の推進に努めます。また、消費者意識の啓発や消費者運動の支援を進めるとともに、地域社会における消費者・事業者・行政の交流を推進していきます。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 消費者の権利の尊重

消費者の権利の尊重のための施策の充実

消費者の利益の擁護及び増進のために条例の制定や安全の確保・消費者契約の適正化、また、商品の計量・表示・規格の適正化を図ります。

相談業務の充実

消費生活相談業務の住民への周知とともに、関係機関と連携を図りながら、相談体制の整備・充実を進めることにより消費者の利益の確保に努めます。また、最近特に増加してきた多重債務問題についても専門機関と連携して消費者

救済に努めます。

情報提供の充実

消費者に商品、サービスに関する正しい知識の普及を図るため、広報誌への掲載やパンフレットの発行及び出前講座により、的確な情報提供に努めます。

(2) 消費者の自立の促進

消費者意識の啓発

消費者が自主的で的確な判断力を身につけるために、情報提供の充実や学校教育における消費者教育の充実を図るとともに、高齢者へ生涯学習講座やグループ学習会など、様々な行事への参加を促します。また、消費生活研究会の活動を通して消費者意識の啓発を推進します。

消費者団体への支援の拡充

消費生活の様々な問題に取り組む団体の育成を図るとともに、自主的な学習・調査活動のための環境整備や活動への支援を行ないます。

エコライフの推進

環境問題への身近な取り組みとして、省エネルギー、ごみの分別・ごみ減量、家庭用品等のリサイクルや グリーン購入など、環境にやさしい生活を推進します。

(3) 消費者・事業者・行政の交流の推進

消費者・事業者・行政という異なった立場の人が、活発に意見を交換し、ともに手を携えて消費生活の向上をめざすことが出来るよう交流機会の拡大を図ります。

グリーン購入...購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

第6章 活力にあふれのびゆくまちづくり

第1節 農林業の振興

1. 農林業

[現況と課題]

本町では、昭和45年に農業振興地域整備計画を策定し、その後6回の見直しを行い、各種の農業振興施策を推進してきました。しかし、農業生産意欲の低下、後継者不足、耕作放棄地の増大、過剰投資による生産コストの高騰などのほか、農産物の自由化をはじめ、安全・安心な農産物への消費者ニーズの拡大など農業をめぐる社会、経済情勢は依然厳しい状況にあります。中でも、世界貿易機構（WTO）のもとでの貿易の自由化や利害が一致する国や特定の地域との間で関税撤廃等をめざす自由貿易協定（FTA）締結の動きも活発化しており、輸入食料の関税率引き下げによる輸入量の増加など、新たな農業問題が発生しています。そういった様々な農政上の課題解決を図るため、「農政改革三対策」が打ち出され、担い手の育成・確保を中心に衰退著しい農業、農村をいかに再生させるか、地域の実態に即しながら、着実な実現を図ることが最重要課題となっています。また、畜産においては悪臭や虫害等の畜産公害が問題となっています。

今後は、活力ある農業・農村を築き、魅力とやりがいのあるものとなるよう、土地基盤の整備だけでなく、後継者や担い手の育成・生産組織の強化・農地の流動化・生産性向上を図っていく必要があります。さらに農地の有する環境保全機能の維持・向上及び食料の安定供給のため、農薬や化学肥料の適正利用に努め、安全・安心で新鮮な農産物を提供し、ファーマーズマーケット（旬彩蔵）などを拠点とした地産地消の推進を図っていく必要があります。

森林は多くの公益的機能を担っていることから、保全・保護を基調とした取り組みが必要です。特に、松くい虫被害により、緑豊かな自然環境の悪化が生じていますが、松くい虫航空防除による健康被害も懸念されるなど、そのあり方についても検討する必要があります。また、森林組合の広域化についても検討がされています。

[基本方針]

安定し発展する農業を確立していくため、生産基盤の整備、営農組織の育成、後継者の育成を図ります。個性や創意工夫のある農業の育成や新しい農業経営を推進していきます。農地の持つ多面的機能を維持するため、農地の保全と有効活用の推進、地域での啓蒙や食と農に関する教育などを進めます。さらに、森林の持つ公益

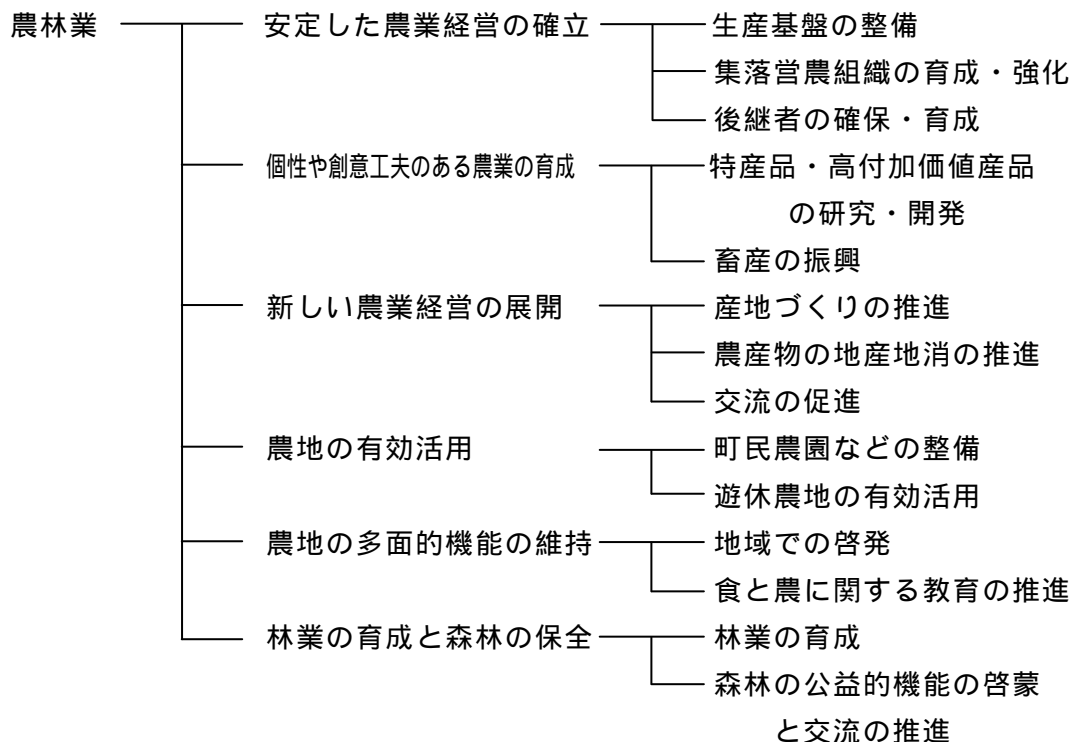
世界貿易機構...貿易自由化を推進することを目的として創設された国際機関。

自由貿易協定...2国間または多国間の協定により、物やサービスの関税や数量制限など貿易の障害を相互に撤廃し、自由貿易を行なうことを目的とした協定。

ファーマーズマーケット...地域の農家が自ら生産した農作物を消費者に直接販売する市場。

的な機能の育成・保全に努めます。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 安定した農業経営の確立

生産基盤の整備

未整備地でのほ場整備事業を推進し、優良農地の確保・有効利用を図るとともに、生産性の向上とコストの低減を図ります。また、かんがい用排水施設の整備やため池の改修などにより、農業用水の安定供給を図ります。

集落営農組織の育成・強化

担い手不足の地域においては、農業機械や諸施設の共同化や農作業の受委託を推進する中で、集落リーダーやオペレーターを育成し、集落営農の組織化や育成を図ります。また、経営管理能力の向上、経営の多角化や規模拡大、人材確保、節税対策などの観点から営農組合の法人化を推進します。

後継者の確保・育成

農業後継者や担い手を確保・育成するため、関係機関と連携して情報交換し、技術・知識に関する教育研修や自主的な活動に対するの支援に努めます。また、認定農業者への誘導を促進し、研修会や情報交換の場を提供する等、組織化

認定農業者...「農業経営基盤強化促進法」に基づき、プロの農業経営をめざす農業者が農業経営改善計画を作成・申請し、市町村の基本構想に照らして基準に適合すると認定を受けた農業者。

をめざします。

(2) 個性や創意工夫のある農業の育成

特産品の開発・高付加価値産品の研究・開発

多様化する消費者ニーズに応え、「もちむぎ麺」に続き、「もちむぎパスタ」等の商品開発を推進します。また、安全・安心で付加価値の高い農業生産品の研究を進め、「兵庫県認証食品」の認証採択をめざします。

畜産の振興

関係機関と連携を図りながら、経営改善や畜産物を安定生産できるよう指導・助言を行います。また、家畜排せつ物処理施設の整備などを促進するとともに、耕畜連携によるたい肥等を活用した土づくりを推進します。

(3) 新しい農業経営の展開

産地づくりの推進

生産者と消費者の信頼関係に根ざした「顔が見える」関係づくりに努め、消費者ニーズに応じた多様な農産物の生産を促進し、契約栽培や有機農法など生産者自らが売れる商品をめざす産地づくりを進めます。

農産物の地産地消の推進

地元で生産された安全・安心で新鮮な農産物を提供できるように、ファーマーズマーケット（旬彩蔵）を中心とした地域内流通の促進や新たな拠点づくりをめざし、地産地消を推進します。また、学校給食においては地元農産物や特産品もち麦の供給拡大を図ります。

交流の促進

新鮮で魅力ある地場農産物の直販や各種イベントを通じて、生産者と消費者との交流の機会を積極的に設けるように努め、情報交換や都市との交流を促進し、農業経営の活性化を図ります。

(4) 農地の有効活用

町民農園などの整備

非農家の生きがいを実感できる農業体験の場として、町民農園の整備に向けて取り組んでいきます。

遊休農地の有効活用

農業振興地域内の休耕田などの所有者や借受者希望者に対し情報提供を行い、放棄田の発生防止に努め、農地の有効利用を図ります。

兵庫県認証食品...兵庫県産の農林水産物及びこれらを主原料として製造された加工食品が対象で、「個性・特長」、「安全性の確保」、「安心感の醸成」を認定基準として、第三者機関の意見を踏まえて審査・認証されたもの。

(5) 農地の多面的機能の維持

地域での啓発

地域住民が一体となって、生態系の保全や景観形成、農村環境に配慮した農地や農業用施設の保安全管理に取り組み、農地の多面的機能を発揮できるよう、地域での啓発に努めます。

食と農に関する教育の推進

関係機関と連携して、学童農園における体験学習を行い、もち麦を使った調理・加工体験の実施や学校給食などを通じ、食と農に関する教育を推進します。

(6) 林業の育成と森林の保全

林業の育成

森林の保全・保護への取り組みを継続するとともに、松くい虫対策については航空防除・伐倒駆除以外の施策についても検討を行います。森林での作業の効率化を図るため、林道の保全・整備に努め、造林事業においては、人工造林・下刈り・間伐・樹種転換などに対し支援を進めます。また、森林組合の広域化について、近隣市町と調整を図りながら検討を行います。

森林の公益的機能の啓蒙と交流の推進

森林の公益的機能について、広報活動などを通じ啓発に努めます。また、森林に親しみたいグループを募り、山間での活動を通じ、都市との交流を進めます。

第2節 商工業・観光の振興

1. 商業

[現況と課題]

県道三木穴栗線沿線、福崎インターチェンジ周辺には、駐車場を備えた郊外型の大中小型店舗が立地し、町内の中心的な商店街を形成しています。一方、古くから商業集積地域であるJR福崎駅周辺および新町地区、辻川地区は、経営者の高齢化や後継者不足、店舗の魅力の低下等により商業力が低下しており、道路の狭あい及び歩道や駐車場も不十分であり衰退の状況です。また、近隣市に大型商業施設が進出し、町内の商店への影響が懸念されます。

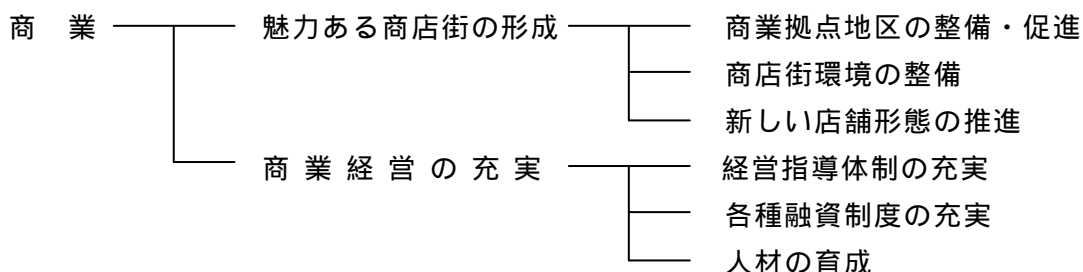
今後、福崎インターチェンジ周辺などについては、消費者のニーズ、利便性を備えた広域商業拠点地区の推進を図る必要があります。JR福崎駅周辺地区及び新町地区、辻川地区を地域に密着した商業地区として育成、整備するため地区に合った施策を積極的に推進することが必要です。

商工行政を担う商工会は専務理事の不正経理・横領により過大な負債処理という問題を抱えていましたが、商工関係者の協力や県・町の支援を受け、その問題解決の目途がたちました。今後、商工会は、企業の現状とニーズを的確に把握するための訪問活動を積極的に行うなど、地域の総合経済団体としての取り組みが必要とされます。

[基本方針]

福崎インターチェンジ周辺などにおいては、広域商業集積拠点地区づくりの整備を進めます。また、古くからの商業集積地域は、消費者の快適性と利便性に配慮した地域密着型商店街の整備を進めます。商工会については、組織強化、会員サービスの向上を図り、商業経営基盤の充実と安定化に努めます。

[施策の体系]



[施策]

(1) 魅力ある商店街の形成

商業拠点地区の整備・促進

福崎インターチェンジ周辺などは土地の合理的な活用を図り、広域商業拠点地区にふさわしい魅力的な商店街の整備を進め、商業の活性化を図ります。ＪＲ福崎駅周辺および新町地区と辻川地区は地域密着型商店街と位置づけ、个性的で魅力的な商店街の整備を進めます。

商店街環境の整備

商業拠点地区においては、歩行者空間、駐車場、憩いと団らんの広場などの整備を進め、快適さと利便性の向上に努めます。ＪＲ福崎駅から新町地区にかけて本町発展のシンボルロードが形成されるよう、計画づくりと地元の合意形成に向けての取り組みを行います。

新しい店舗形態の推進

消費者のニーズの多様化に対応する新たな店舗形態づくりの計画に取り組み、商工会と連携して小資本で商業経営が可能となるよう支援に努めます。また、「民俗学ともちむぎパスタのまちづくり」事業など地域資源を活用した事業を展開し、大型商業施設にはない個性ある商店の育成と商業の活性化を図ります。

(2) 商業経営の充実

経営指導体制の充実

商工会、商工関係者や町が連携を図りながら経営診断、研修会事業や経営改善に対する活動を支援していきます。

各種融資制度の充実

融資相談業務の充実を図るとともに、各種融資制度の利用促進に努めます。

人材の育成

研修会や異業種間および地域間の交流を通じて、経営者や従業員の育成に努めます。

2. 工業

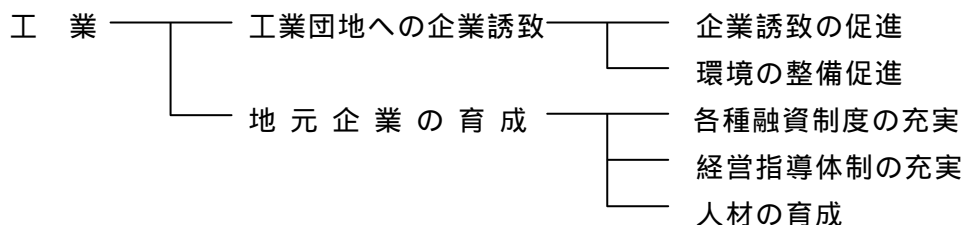
[現況と課題]

平成 20 年現在、福崎工業団地 24 社、福崎企業団地 11 社、福崎町東部工業団地 7 社、計 42 社の企業が進出しています。引き続き、工業団地への優良企業の誘致を進める一方で、連絡道路網の整備や下水道の整備などを進め、町内既存企業の育成に十分配慮していく必要があります。

[基本方針]

若年層の定着化や町内住民の雇用創出を図るため、工業団地には優良企業の誘致とともに、町内の既存企業の育成に努め、健全な工業の振興を進めます。また、就業者のための住宅施策を進めます。

[施策の体系]



[施策]

(1) 工業団地への企業誘致

企業誘致の促進

企業進出の優遇措置などを検討することにより、工業団地への優良企業の誘致を進め、地元住民に雇用創出の場を確保し、生活基盤と経済の活性化を図ります。

環境の整備促進

福崎工業団地、福崎企業団地、福崎町東部工業団地に関連する道路網整備や下水道などの整備を図り、景観に配慮した工業団地の形成をめざします。

(2) 地元企業の育成

各種融資制度の充実

地元企業における技術力向上や設備近代化を支援する各種融資制度の充実と利用の促進を商工会と連携して進めます。

経営指導体制の充実

経営者や就業者の研修機会の拡充、経営診断の活用を促す指導体制の充実を図ります。

人材の育成

国際化や技術革新の進展など、新しい経営環境に対応できる人材の育成に努めます。

3. 観 光

[現況と課題]

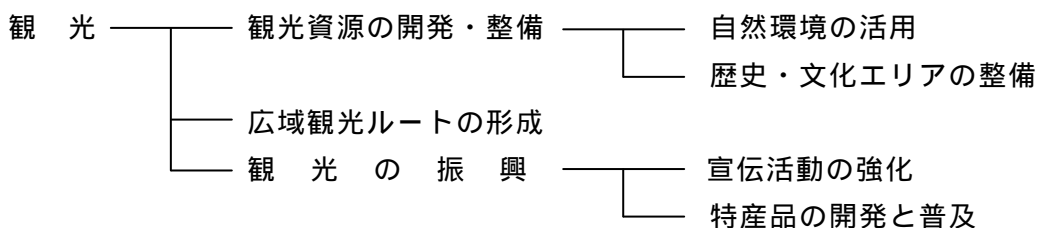
国の指定文化財である「木造薬師如来坐像」を有する神積寺、日本民俗学の父柳田國男生家及び記念館、ひょうご文化 100 選の辻川界限、近畿観光百景・県観光百選・県下八景の七種の滝や近くには金剛城寺、沙羅の寺應聖寺などの観光資源があります。また、大麦の一種である「もち麦」を使った特産品「もちむぎ麺」の売店、食堂を備えた特産館「もちむぎのやかた」もあります。しかし、全国を対象とした観光資源が少ないため、観光客のほとんどは県内からの日帰り客となっています。

今後は、観光施設、観光ルート等の整備を進め、観光を目的に訪れる人の増加を図る必要があります。そこで、観光地や行楽地へのアクセス道路の案内標識等の整備に取り組むとともに、銀の馬車道を中心として広域的に観光・行楽地を有機的に結ぶ観光ルートの整備と農業や商業、辻川界限などの観光的活用を図り、まちの観光資源として積極的にPRし、相互の結びつきを強化していく必要があります。

[基本方針]

多様化する観光・行楽需要に対応するため、銀の馬車道を中心とした広域的な目線での誘客を図ります。また、七種の滝や辻川界限などの観光スポットやアクセス道路の案内標識等の整備を進め、農林業・商業などとの連携を強化し、産業としての観光の振興を図ります。

[施策の体系]



[施 策]

(1) 観光資源の開発・整備

自然環境の活用

七種山、春日山、辻川山の里山林や遊歩道、登山道等の整備、管理に努めます。

歴史・文化エリアの整備

柳田國男生家及び記念館など歴史・文化資源が多く分布する辻川界限などの観光施設の整備や、アクセス道路の観光案内標識等の整備を進めます。また、

既存の辻川界限散策コースの定着を図り、新たな観光ルートづくりについても検討します。

(2) 広域観光ルートの形成

歴史資源、公園、水辺や七種山、三獅子山、日光寺山、春日山を結ぶ自然歩道などを活用した観光ルートの整備を進めます。また、銀の馬車道を中心として、近隣市町と連携した広域観光ルートを設定し、利用促進に向けてのPRに努めます。

(3) 観光の振興

宣伝活動の強化

観光協会などと連携を図り、観光パンフレットを更新しながら、まちの観光・行楽資源をPRし誘客に努めます。また、辻川界限観光ボランティアガイドを通じて歴史・文化・自然及び伝統催事等の観光魅力について紹介するとともに、観光客との心の交流が図れるよう、活用促進に努めます。また、情報発信の新たな拠点づくりを検討します。

特産品等の開発と普及

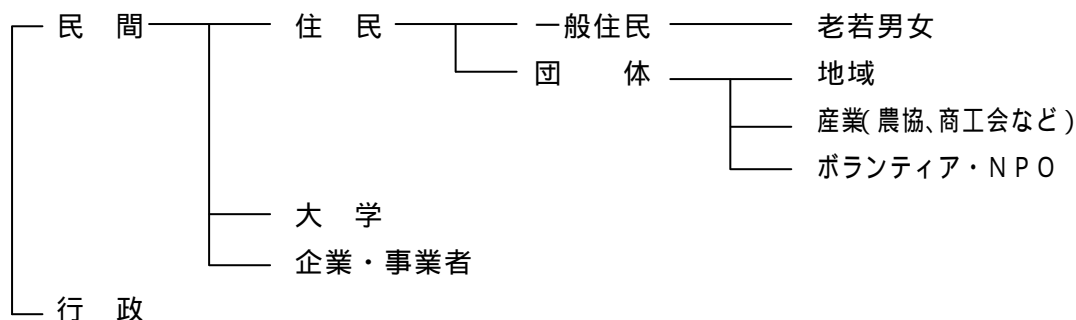
商工会やJA兵庫西、地元企業との連携を図り、もち麦を中心とした特産品やみやげ物の開発と普及に努めます。

第7章 計画実現の方策

この基本計画は、21世紀初頭における本町の将来像とその実現化のためのまちづくりの基本方向などを示した基本構想に基づき、具体的な施策とその内容を示したものです。

そして、この計画を実現していくためには、本町の行政組織が総力をあげて取り組むとともに、住民や学生、企業間の役割分担に基づき、参画と協働を重視し、国や県の協力と支援、周辺市町との連携により進めていくことが大切です。

そこで、以下に示す方策を計画的かつ積極的に推進し、計画の実現に向けて取り組みます。計画の推進主体としては、次の主体が考えられます。



(1) 参画と協働によるまちづくり

従来のまちづくりは、行政が国や県の指導をはじめ他市町村のまちづくりを考慮しながら住民のニーズに応える形で進めてきました。近年は、社会の成熟化などにより、地域における課題や住民ニーズも多様化していますが、一方、住民のまちづくりへの関心や参加意識が高まっています。

したがって、行政のみならず住民や事業者もそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、協力しあいながらまちづくりを進めます。すべてのひとが、創意と熱意と努力を持ってまちづくりに参画し、幅広い交流や地域間の連携を強めます。

以上より、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」をめざし、住民を主体に参画と協働によるまちづくりを進めます。

(2) 住民と大学と企業・事業者の連携体制づくり

計画の推進には、知識や知恵、人のネットワークなどが必要です。そのためには、計画の推進のための住民と大学と企業・事業者の連携体制づくりを進めます。また、世代間、男女間、各地域間などの情報や体験交流、連携の強化のための組織づくりを進めます。

(3) 計画の評価

行政における事務・事業の選択や重点化、見直しについて、情報の公開によって住民との合意形成を進めることにより、行政の公平性・透明性の向上を図ります。また、外部評価も視野にいれた「行政評価」を取り入れ、その結果を今後の

施策や事業の改善に反映させることにより、優先度の高い施策に力点を移し、効率的かつ公正な行財政運営を進めます。

(4) 庁内体制の強化

この計画を実現していくためには、庁内組織全体が積極的に取り組むことが必要です。また、各課・各係などの連携が必要な施策については、協力的な推進に努めます。また、施策などの遂行に際しては、課・係を越えたチーム編成や外部からの専門家を加えた編成などを行い、全町的な執行推進体制を構築していきます。